

寝屋川市都市計画マスタープラン（試案）

目 次

序章 都市計画マスタープランについて

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 都市計画マスタープラン改定の背景
- 3 都市計画マスタープラン改定のプロセス
- 4 基本事項
- 5 都市計画マスタープランの構成

第1章 現況と課題

- 1 寝屋川市の現況
- (1) 位置・地勢と歴史の変遷
- (2) 人口・世帯数
- (3) 土地利用
- (4) 災害リスクの状況
- (5) 交通体系
- 2 都市計画・まちづくりに関連する主な課題
- 3 SDGs 達成への貢献
- 4 市民アンケート調査に基づく市民意向
- (1) 調査概要
- (2) 市民意向

第2章 全体構想

- 1 まちづくりの将来目標
- (1) まちづくりの将来目標
- (2) 将来都市構造
- 2 まちづくりの将来目標に向けた分野別方針
- (1) 土地利用に関する方針
- (2) 市街地整備等の方針
- (3) 住宅・住環境に関する方針
- (4) 道路・交通体系整備の方針
- (5) その他都市施設整備等の方針
- (6) 安全・安心まちづくりの方針
- (7) 環境まちづくり・景観まちづくり等の方針

第3章 地域別構想

- 1 地域別構想の考え方
- 2 地域別構想
- (1) 北西部地域
- (2) 北東部地域
- (3) 西部地域
- (4) 中央部地域
- (5) 東部地域
- (6) 南部地域

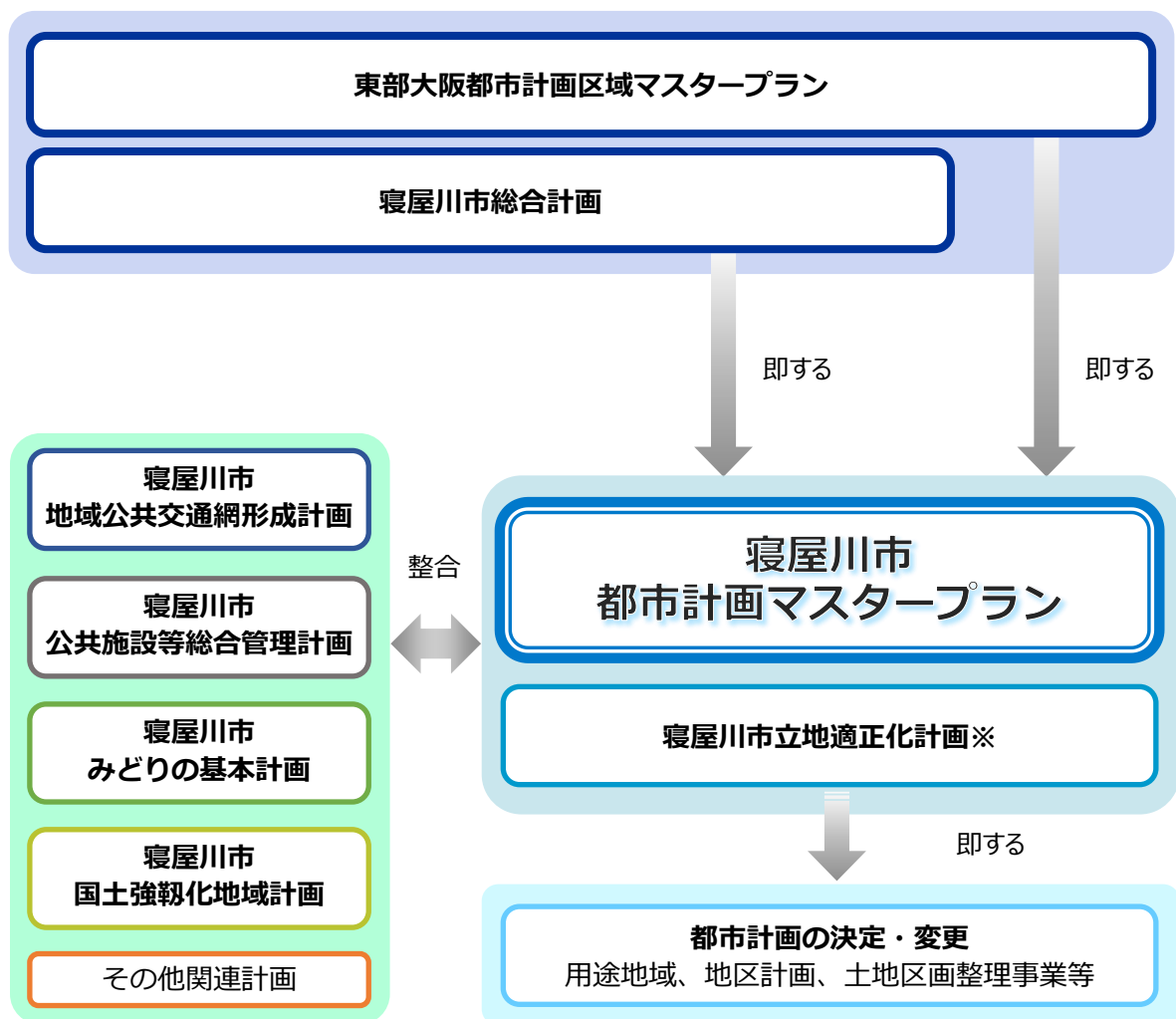
第4章 将来目標の実現に向けて

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 マスタープランの進捗管理と見直しについて
- 3 ポストコロナについて

序章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

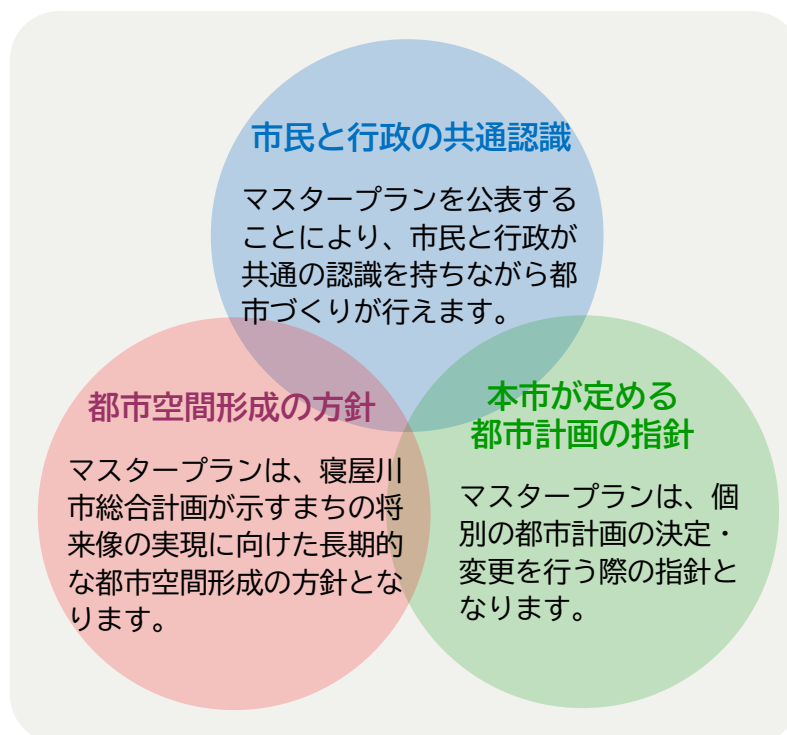
寝屋川市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画である寝屋川市総合計画等に即して、まちづくりに関する目標や方向性を示すものです。



※ 都市再生特別措置法第 81 条に基づく立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを目的とした、都市全体を見渡した計画として位置付けられるものであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

また、マスタープランは、次のような役割を担うものです。

- 市民と行政の共通認識
- 都市空間形成の方針
- 本市が定める都市計画の指針



2 都市計画マスタープラン改定の背景

本市においては、平成9年4月にマスタープランを策定後、平成24年3月に改定を行い、まちづくりの目標の実現に向け、道路等の都市施設の計画的な整備の他、土地区画整理事業※等によるまちづくりが行われ、新たな都市空間の形成が進みました。

平成30年4月には、本市において立地適正化計画を策定し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成」の考え方を基本に、居住機能や医療・福祉・商業等、都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によるまちづくりが進められています。

また、近年においては、少子高齢化の進行、ゲリラ豪雨等の地球環境の変化、急速な情報通信技術の発展、SDGs※の推進、新型コロナウイルスがもたらす新しい生活様式への転換等、社会情勢が大きく変化しています。

こうした、まちづくりの背景や現状を踏まえるとともに、令和3年3月に策定された第六次寝屋川市総合計画に基づき、まちの将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向け、今後のまちづくりの方向性を示すため、マスタープランの改定を行うものです。

3 都市計画マスタープラン改定のプロセス

マスタープランは、市民の皆様から幅広く御意見を頂くために、アンケート調査、地域団体等への説明を行うとともに、パブリック・コメント、公聴会の実施等により、今後のまちづくりの方向性等にその内容を反映しています。

また、道路、公園、産業、防災等、市の関係各課へのヒアリングや関係部局で構成する「都市計画マスタープラン改定委員会」等で検討を重ね、都市計画審議会での審議を経て、令和4（2022）年3月に改定しました。

4 基本事項

(1) 対象区域

マスタープランは、都市計画区域である本市全域を対象とします。

また、地域別構想を定めるにあたり、本市を構成する様々な要素の中で地域が有する特性や生活圈等、いくつかのまとまりをもって地域を捉え、本市を6つの地域に区分します。

(2) 計画期間

マスタープランは、20年から30年後の将来都市像を展望しつつ、概ね10年後までのまちづくりの方針を示すものです。

このことから、目標年次を令和13(2031)年度とし、計画期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢の変化、総合計画等の上位関連計画の見直し等に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

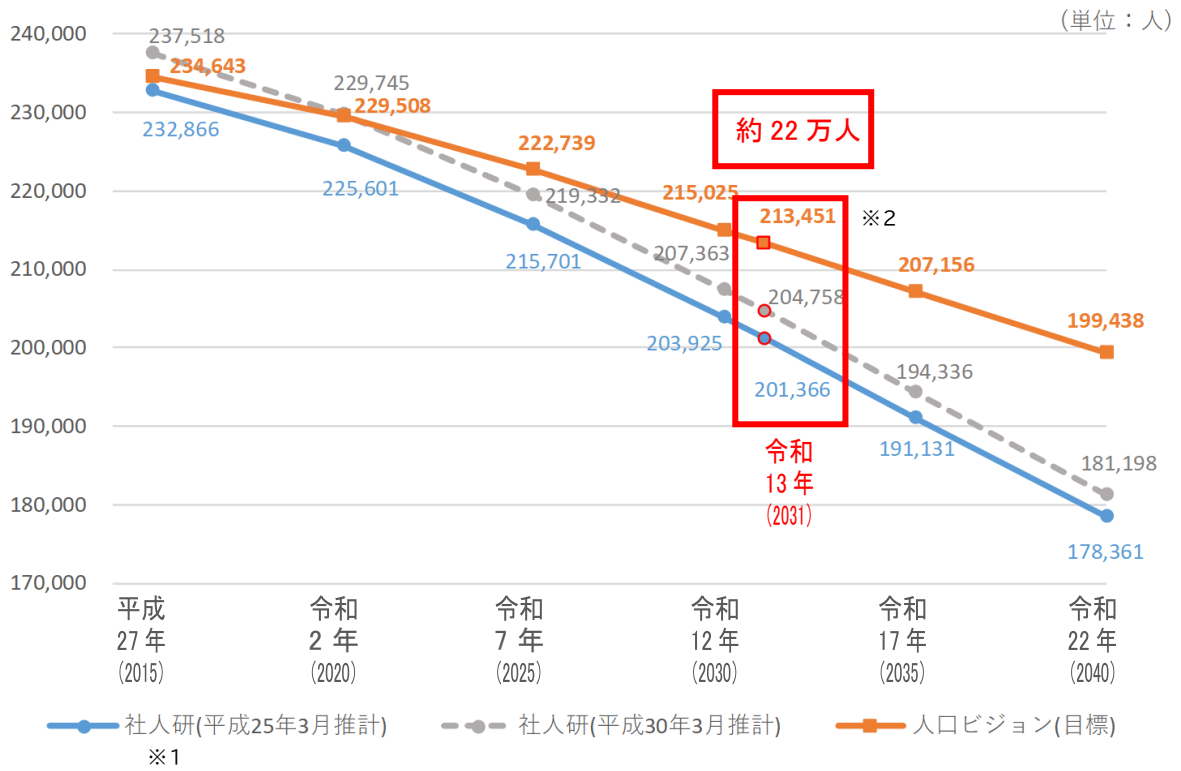
(3) 将来人口

本市の将来人口 約22万人（令和13(2031)年度）

第六次寝屋川市総合計画においては、「訴求力のある施策」の実行により、「人口の減少と少子高齢化の進行に積極果敢に立ち向かい、定住を促進するとともに、子育て世代を寝屋川市に誘引し、人口の年齢構成のリバランス※を図る」こととされています。

そうした点を踏まえ、マスタープランにおける目標年次の令和13(2031)年度の将来人口を、「寝屋川市人口ビジョン」（平成28年2月）による推計から、約22万人と想定します。

図表 寝屋川市の将来推計人口



資料：寝屋川市人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」、「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

※ 1：国立社会保障・人口問題研究所

※ 2：令和 13 年は令和 12 年と令和 17 年の推計値から比例配分し算定

5 都市計画マスタープランの構成

マスタープランは、大きく分けて、以下のとおり構成されています。

序章 都市計画マスタープランについて

- 1 都市計画マスタープランとは
- 2 都市計画マスタープラン改定の背景
- 3 都市計画マスタープラン改定のプロセス
- 4 基本事項
- 5 都市計画マスタープランの構成

マスタープランの基本的な内容を示しています。

第1章 現況と課題

- 1 寝屋川市の現況
- 2 都市計画・まちづくりに関連する主な課題
- 3 SDGs達成への貢献
- 4 市民アンケート調査に基づく市民意向

市の現況と課題を示しています。その他、SDGs達成への貢献及び市民アンケート調査に基づく市民意向を示しています。

第2章 全体構想

- 1 まちづくりの将来目標
 - (1) まちづくりの将来目標
 - (2) 将来都市構造
- 2 まちづくりの将来目標に向けた分野別方針
 - (1) 土地利用
 - (2) 市街地整備等
 - (3) 住宅・住環境
 - (4) 道路・交通体系整備
 - (5) その他都市施設整備等
 - (6) 安全・安心まちづくり
 - (7) 環境まちづくり・景観まちづくり等

市が目指すまちづくりの将来目標及び将来都市構造を示しています。

まちづくりの将来目標に向け、都市計画・まちづくりに関連する分野についての方針を示しています。

第3章 地域別構想

- 1 地域別構想の考え方
- 2 地域別構想
 - (1) 北西部地域
 - (2) 北東部地域
 - (3) 西部地域
 - (4) 中央部地域
 - (5) 東部地域
 - (6) 南部地域

各地域の状況等を把握し、地域単位でのまちづくりの方針等を示しています。

第4章 将来目標の実現に向けて

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 マスタープランの進捗管理と見直しについて
- 3 ポストコロナについて

将来目標の実現に向けたまちづくりへの取組方等を示しています。

1 寝屋川市の現況

(1) 位置・地勢と歴史の変遷

ア 位置

寝屋川市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から15キロメートル、京都市域の中心から35キロメートルの距離にあります。南北は7.22キロメートル、東西は6.89キロメートルに広がり、面積は24.70平方キロメートルです。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境にして高槻市、摂津市に接し、南部は守口市と門真市、大東市、四條畷市、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置しています。

イ 地勢

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大きく分けることができます。東部丘陵地帯は生駒山系の一部で、海拔は約50メートル、西部平坦部はおもに沖積層からなる海拔2～3メートルの平地で北河内の低湿地帯とよばれています。

ウ 歴史の変遷

市域の丘陵部は旧石器時代の遺跡が点在し、縄文時代から弥生時代にかけて市域南部に広がっていた河内湾は、人々に豊かな食料を供給するとともに、いろいろな文化や技術が伝わるルートにもなっていました。

寝屋川市の北西を流れる淀川は、古くから人や物の移動の大動脈として重要でした。しかし、その一方で古代から明治にいたるまで度々氾濫し、人々を苦しめました。その名残として、日本最初の河川堤といわれる「茨田堤（まむたのつつみ・まんだのつつみ）」碑＝写真＝が、太間町の淀川堤防治いにあります。

明治22年に町村制が施行され、市域に茨田郡九個荘村・友呂岐村、讃良郡豊野村・寝屋川村、交野郡水本村が誕生しました。明治29年に、各郡は北河内郡になり、昭和18年4月には九個荘町・友呂岐村・豊野村・寝屋川村が合併して寝屋川町になりました。昭和26年に市制が施行されて寝屋川市が誕生し、昭和36年には水本村と合併、続いて昭和41年に一部が大東市に編入されて、現在の市域になりました。

高度経済成長期には大阪の衛星都市として急激な人口増加を見せる等、大きく発展し、大量の団地

図 寝屋川市航空写真



資料：国土地理院地図（東部2008年、西部2013年撮影）
<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>
を基に加工

図 「茨田堤」碑



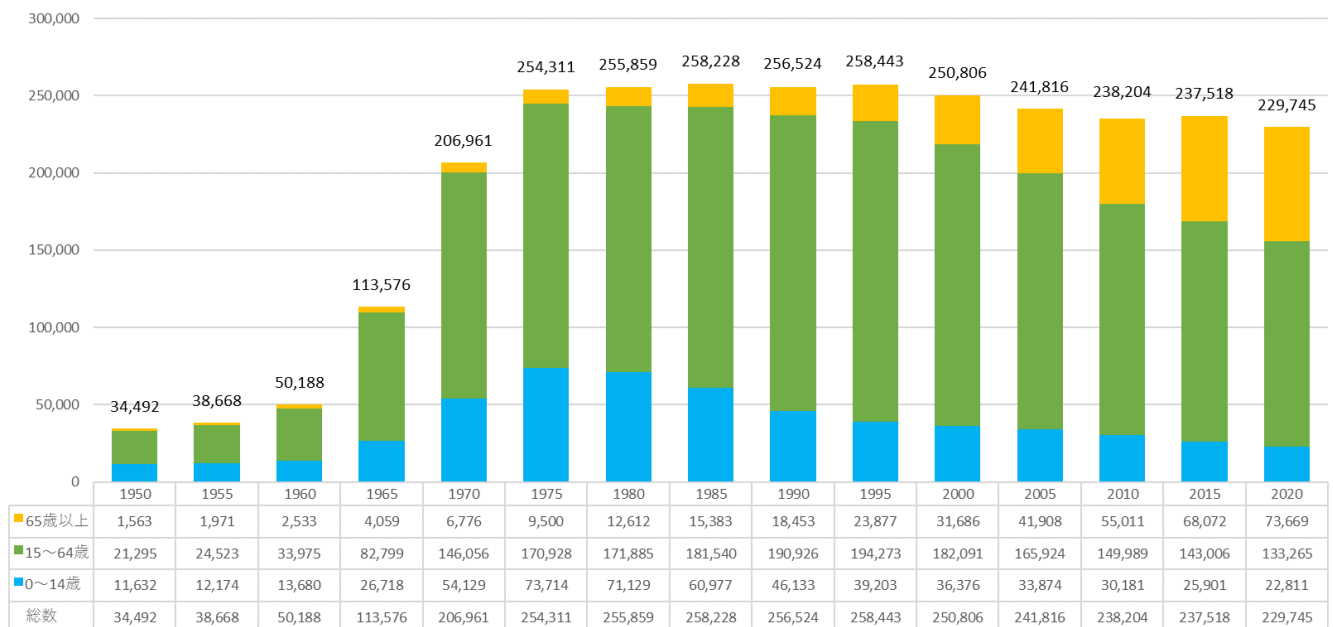
やマンション等の住宅施設が整備されました。その結果、昭和 50 年には人口約 25 万人もの住宅都市となりました。市制施行 50 周年を迎えた平成 13 年に特例市となり、平成 31 年には中核市へと移行しました。

(2) 人口・世帯数

寝屋川市の人口推移について、年少人口（15 歳未満）は昭和 50(1975)年以降減少傾向が続く一方、高齢者人口（65 歳以上）は昭和 25（1950）年以降一貫して増え続けています。

人口全体及び生産年齢人口においては、平成 7（1995）年以降減少傾向が続いています。

図表 寝屋川市の人口推移



資料：国勢調査、市HP（「平成 17 年国勢調査結果」）より

※年齢不詳分を含むため、一部において、総数と各年齢層の合計が一致しない

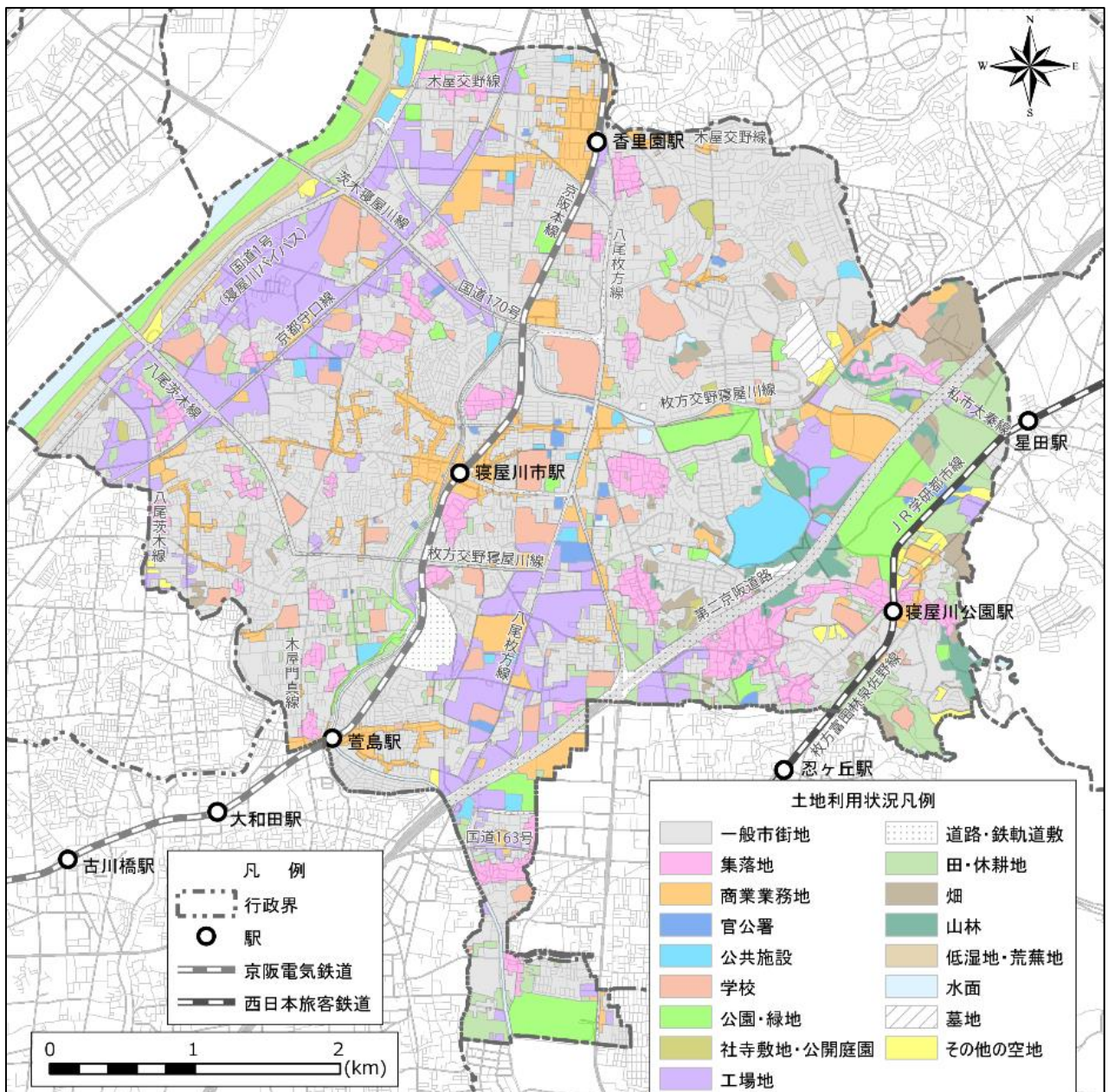
(3) 土地利用

ア 土地利用の状況

市内の土地利用状況は、令和2（2020）年度に実施された都市計画基礎調査※（土地利用現況調査）によると、JR学研都市線沿線や第二京阪道路沿道は、一部工場地帯や集落地が存在するものの、田畑が広がり大規模な公園緑地が配置される等、ゆとりある土地利用が行われています。

京阪本線沿線等のその他の地域については、住宅・商業・工業の立地が進み、市街化の成熟が進んでいます。

図 土地利用の状況

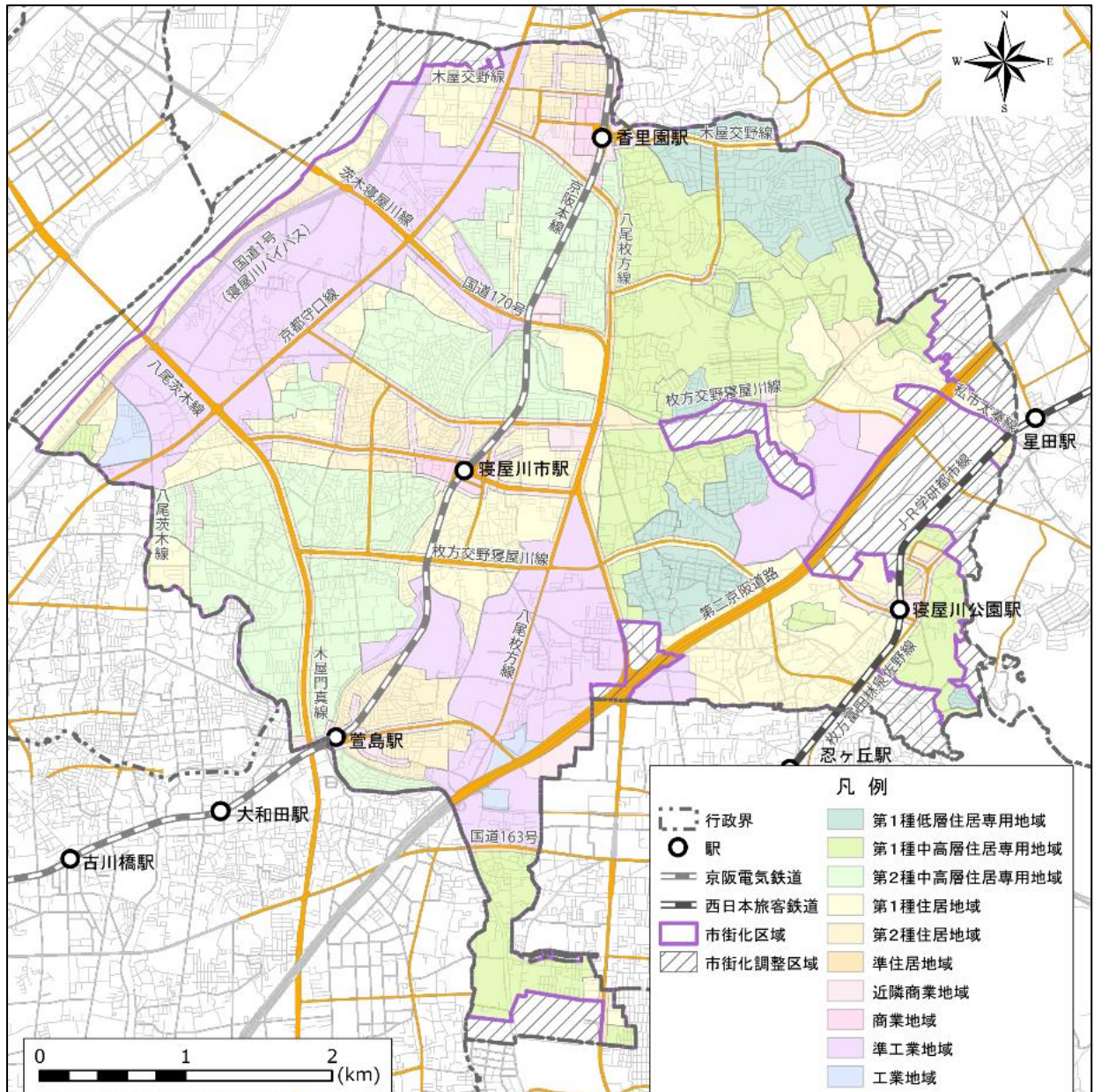


令和2年4月時点

イ 用途地域の指定状況

駅周辺の商業地域や国道沿いの準工業地域等を除き、概ね住居系の用途地域が指定されています。国道170号東側は第1種低層住居専用地域や第1種中高層住居専用地域に、西側は第2種中高層住居専用地域や第1種住居地域に指定されているエリアが多くなっています。主要地方道京都守口線以西には準工業地域が広く指定されています。

図 用途地域の指定状況



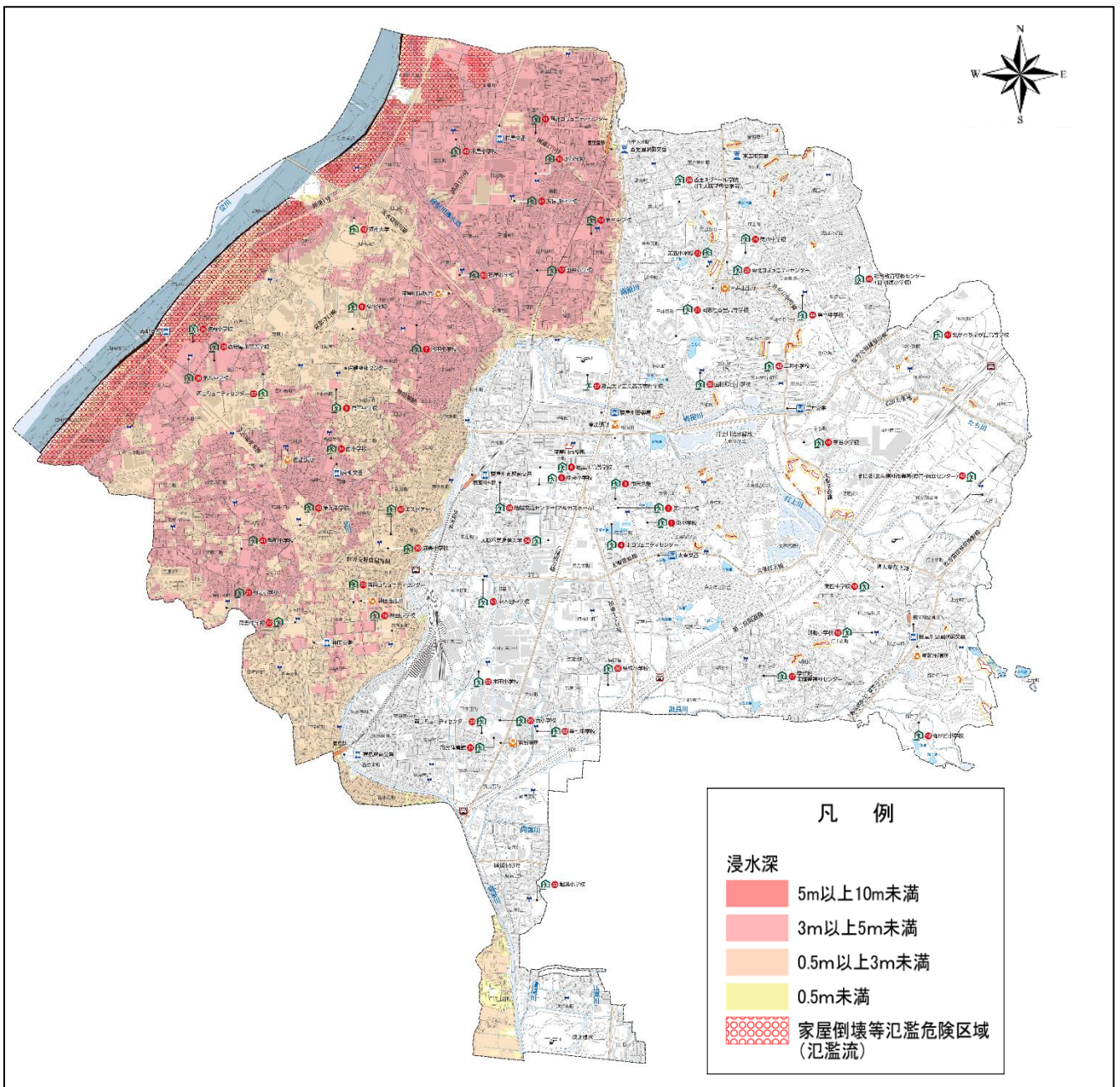
令和3年5月時点

(4) 災害リスクの状況

ア 淀川氾濫時の状況

淀川沿川において想定した大雨（淀川（枚方地点 360mm/24 時間 宇治地点 356mm/9 時間）、木津川（加茂地点 358mm/12 時間）、桂川（羽束師地点 341mm/12 時間））により、淀川が氾濫した場合に予測される浸水範囲と浸水深は、主に京阪本線以西の多くのエリアにおいて、3～5 m未満（一部では0.5～3 m未満や5～10m未満の箇所あり）と想定されています。

図 洪水ハザード（淀川）

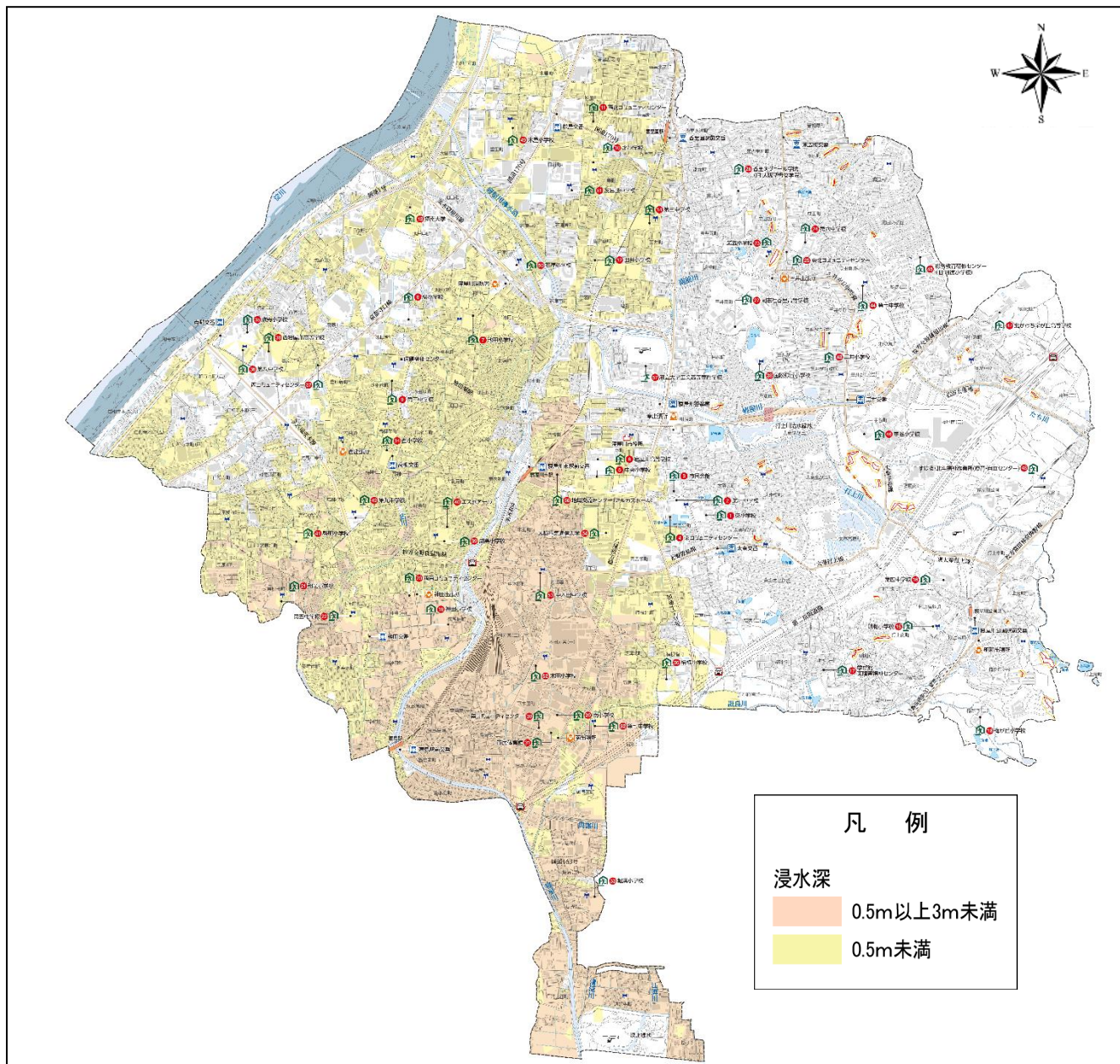


資料：市ハザードマップ（平成 31 年 3 月）より

イ 寝屋川・古川氾濫時の状況

最大時間雨量 93mm/時間、総降雨量 535mm/24 時間を想定した大雨により、寝屋川・古川が氾濫した場合に予測される浸水範囲と浸水深は、主に寝屋川市駅以南の多くのエリアにおいて、0.5～3 m未満（一部では0.5m未満の箇所あり）と想定されています。

図 洪水ハザード（寝屋川・古川）

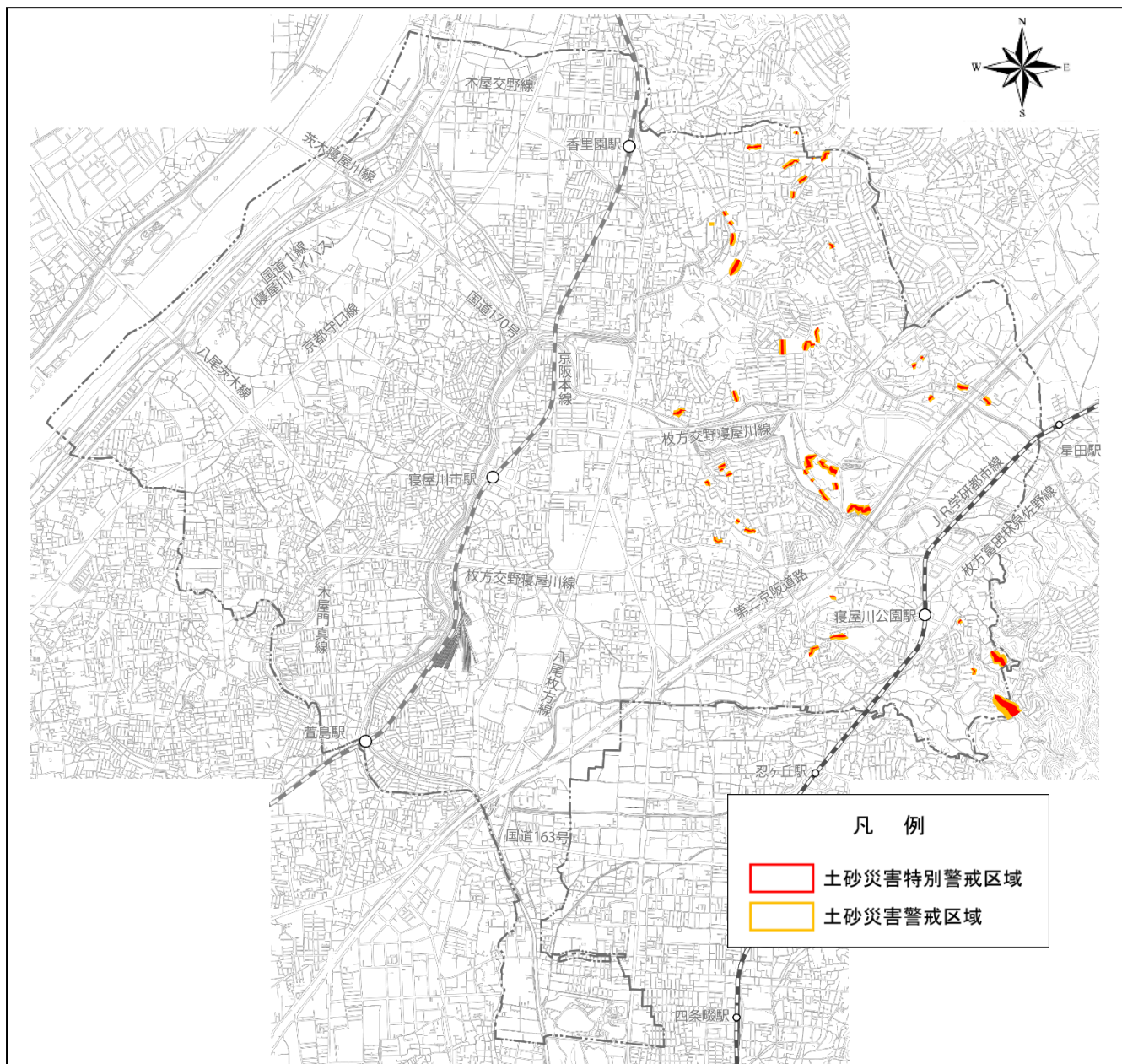


資料：市ハザードマップ（平成 31 年 3 月）より

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

京阪本線以東のエリアにおいて、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が点在しており、住宅への区域指定も見受けられます。

図 土砂災害ハザード



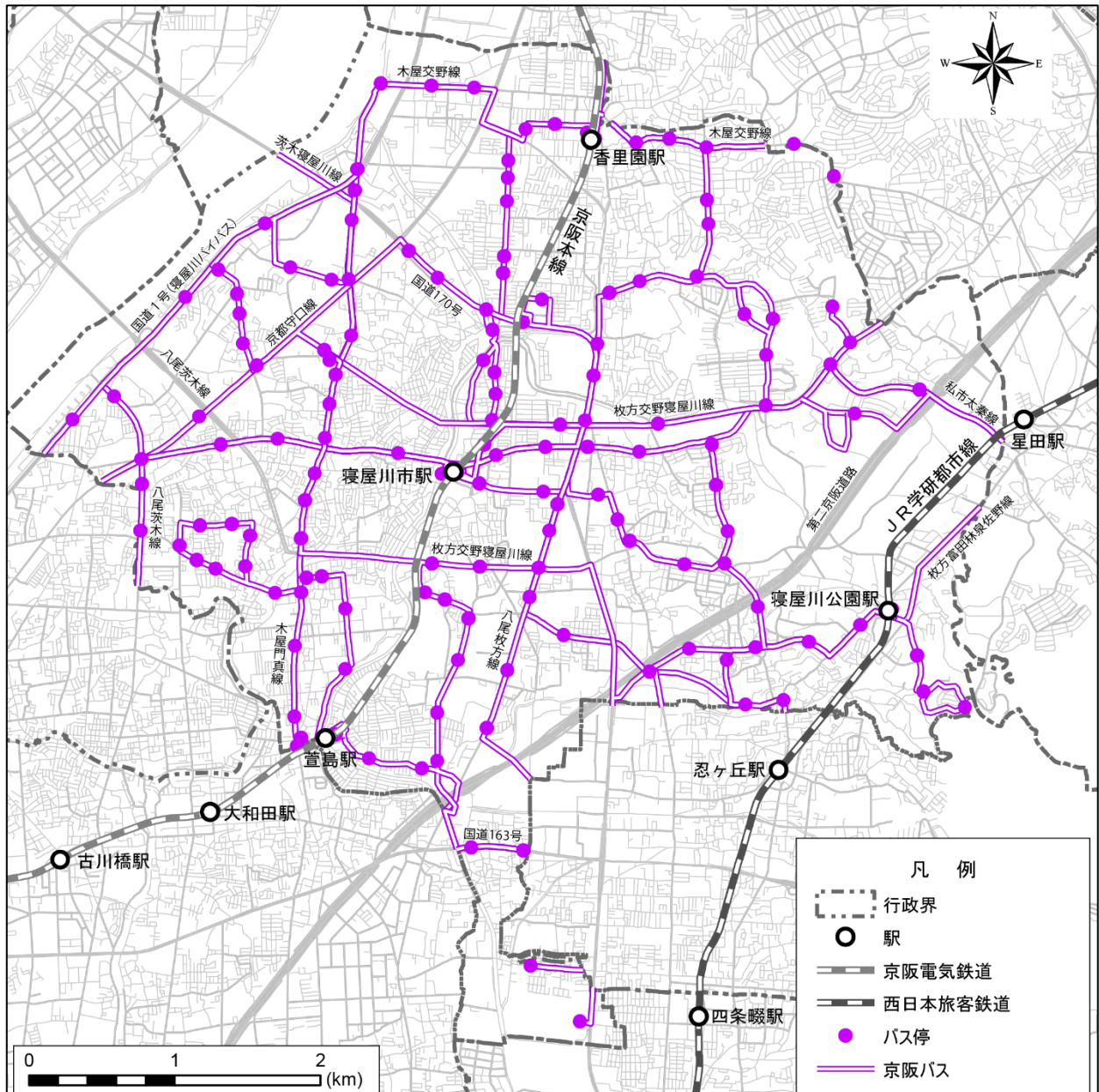
資料：土砂災害防止法の指定区域（大阪府）（令和元年12月）より

(5) 交通体系

市域中央を京阪本線（香里園駅、寝屋川市駅、萱島駅）が縦断しており、東部はJR学研都市線（寝屋川公園駅）が縦断しています。また、市外にある星田駅（交野市）、忍ヶ丘駅（四條畷市）、四條畷駅（大東市）も市内から利用が可能です。

路線バスは、主に香里園駅や寝屋川市駅を拠点として運行されており、拡大しつつある「乗合い事業」※や先の鉄道と合わせれば、公共交通網は概ね市域を網羅している状況です。

図 公共交通網の状況



令和3年4月時点

2 都市計画・まちづくりに関連する主な課題

第六次寝屋川市総合計画に掲げられているまちの将来像「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」を実現するため、都市計画・まちづくりに関連する主な課題を、以下のとおりまとめました。

(1) 地域の強みやポテンシャルを活かしたまちづくり

- 京阪本線沿線は、高度経済成長期における急激な人口増加に対応するため、住宅開発が進められ、商業施設等が集積する高度な都市機能を構築してきました。今後は、このエリアにおける家屋等の老朽化に対する適正管理を促し、空き家の増加等に適切に対応していくとともに、密集住宅地区の整備等を着実に進めていく必要があります。
- J R学研都市線沿線は、広大かつ自然に囲まれた寝屋川公園があり、第二京阪道路の開通や大規模商業施設の出店により、都市機能が格段に向上する等、高いポテンシャルを秘めたエリアであり、これらを活かしたまちづくりが求められています。
- このような本市特有の都市構造を踏まえ、京阪本線沿線と J R学研都市線沿線を軸とした各地域の強みを活かした戦略的なまちづくりを進め、子育て世代の誘引による人口の年齢構成のリバランスを図るとともに、市民や企業にとって魅力的で利便性の高い市街地の形成を進めていく必要があります。

(2) コンパクトシティの形成

- 少子高齢化の進行による人口の減少を念頭に、拠点の形成と拠点間を結ぶ都市基盤及び交通ネットワークの充実による、コンパクトなまちづくりを推進していくことが求められています。

(3) 地域の発展を支える都市機能の集積

- 国道1号、第二京阪道路、国道170号、国道163号等の国の主要な幹線道路網が存在し、交通利便性が優れています。また、それら幹線道路の沿道には、沿道サービス施設や企業、工場等の立地が進んでいます。農地等の自然環境との共生や景観等への配慮を図りつつ、都市機能の集積を一層進めることで、地域経済の活性化を図り、雇用の創出や便利で暮らしやすいまちづくりを推進していくことが求められています。

(4) 公共施設の集約・再編

- 少子高齢化の進行による社会保障費の増大や生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念されています。そうした状況下において、老朽化が進む公共施設の適切な管理が求められています。加えて、急速な情報通信技術の発展を踏まえ、ICT※やAI※を活用したオンラインサービスやDX（デジタル・トランスフォーメーション）※の進展による行政手続のデジタル化等、行政サービスの高度化に向けた検討を進めていく必要があります。

(5) 公共交通の維持・向上

- 少子高齢化等に伴う人口減少により、公共交通の利用者は減少を続けています。今後、更なる利

用者の減少が進行すると、公共交通ネットワークの縮小や運行本数の見直し等、サービス水準の低下が懸念されることから、持続可能な公共交通サービスの形成が求められています。

(6) インフラ施設の強靱化等による防災力の強化

- 近い将来には、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が予測されていることから、インフラ施設※の強靱化や建築物の耐震化等、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。
- 近年の豪雨災害をはじめとした大規模な自然災害においては、甚大な被害が想定されることから、減災※という視点で災害による被害の軽減に努めることも重要になります。
- 災害への対応力を高めるため、災害時における避難場所や延焼防止としての機能、及び雨水を地中へ保水・浸透させる機能を果たすグリーンインフラ※の活用が求められています。
- インフラ施設や建築物等のハード面※と、市民や民間事業者による取組を含むソフト面※の双方の対策による本市全域の防災力の強化が求められています。

(7) 豊かな自然環境及び歴史的・文化的資源の保全・活用

- 淀川、寝屋川、寝屋川公園、深北緑地等の広大な公園・緑地が身近に存在する等、水とみどりに恵まれた環境にあります。こうした自然の恵みを次世代へ確実に引き継ぐため、自然環境と共生するまちづくりを推進する必要があります。
- 脱炭素社会※に向けて、温室効果ガスの吸収源となるみどりを増やすため、都市部や沿道部の緑化推進や農地の適正な保全が求められています。
- 国指定文化財として石宝殿古墳、高宮廃寺跡が指定されている等、市内には数々の歴史的・文化的資源が存在します。これらの保全・活用を図り、市民の郷土愛の醸成や地域の活性化を図ることが必要です。

(8) ポストコロナを見据えたまちづくり

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をきっかけに、人々の働き方等について改めて問い直すことが求められており、テレワークの導入や公園の価値の再評価が進む等、人々のライフスタイルや価値観を大きく変える事態となっています。こうした「ポストコロナ」※の「ニューノーマル」※な社会を見据えたまちづくりに向けた取組等が求められています。

3 SDG s 達成への貢献

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDG s)」は、令和 12 (2030) 年を目標年次として、世界全体で社会が抱える問題を解決し、明るい未来を生み出すための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) によって構成されています。

国においても、国家戦略として SDG s 推進本部を設置し、平成 28 (2016) 年に SDG s 実施指針を決定の上、持続可能なまちづくりや地域活性化を目指す「地方創生 SDG s」が進められています。

SDG s の推進は、マスタープランと同じ方向を示すものであることから、マスタープランで示す施策・事業の推進を通じて、SDG s の達成に積極的に貢献します。



出典：国際連合広報センターHP
SDG s ロゴ

世界を変えるための 17 の目標

- ①「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
- ②「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
- ③「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
- ④「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」
- ⑤「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
- ⑥「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」
- ⑦「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」
- ⑧「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する」
- ⑨「強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」
- ⑩「各国内及び各国間の不平等を是正する」
- ⑪「包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
- ⑫「持続可能な生産消費形態を確保する」
- ⑬「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」
- ⑭「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」
- ⑮「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」
- ⑯「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」
- ⑰「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

4 市民アンケート調査に基づく市民意向

マスタープランに市民の皆様の御意見を反映させるため、以下のとおり市民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査対象：令和2年7月1日現在寝屋川市に居住する18歳以上の市民を母集団とし、住民基本台帳を基に年齢階層別の構成比により対象者2,000人を無作為抽出

回答期間：令和2年9月8日（火）～令和2年9月30日（水）

有効配布数：1,989件（11件は宛名不明等により市へ返送）

回収数：有効回答数967件（回収率48.6%）

(2) 市民意向

アンケート調査では1,000人近くの方から御協力を頂きました。その中で、まちづくりの課題に関する内容について以下のように回答を頂きました。

※以下に掲載している内容は市民アンケート調査から抜粋したものととなります。

Q. あなたの最寄り駅周辺の満足している施設を3つまで教えてください。

A.

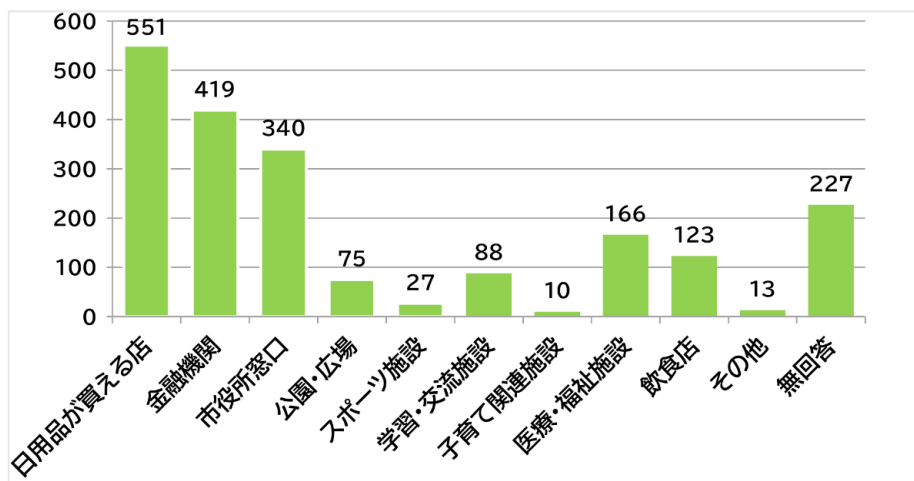
- ・「日用品が買える店」が57.0%（回答者総数967人のうち551人）で最も高く、次いで「金融機関」の43.3%（同419人）、「市役所窓口」の35.2%（同340人）と続きます。
- ・無回答は23.5%（同227人）でした。

最寄り駅で満足している施設

最寄り駅で満足している施設	回答者数	回答者比率
日用品が買える店	551	57.0%
金融機関	419	43.3%
市役所窓口	340	35.2%
公園・広場	75	7.8%
スポーツ施設	27	2.8%
学習・交流施設	88	9.1%
子育て関連施設	10	1.0%
医療・福祉施設	166	17.2%
飲食店	123	12.7%
その他	13	1.3%
無回答	227	23.5%
回答者総数	967	100.0%

【その他】郵便局、ハローワーク、駐輪場 ほか
注)複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

最寄り駅で満足している施設



Q. あなたの最寄り駅周辺のより充実してほしい施設を3つまで教えてください。

A.

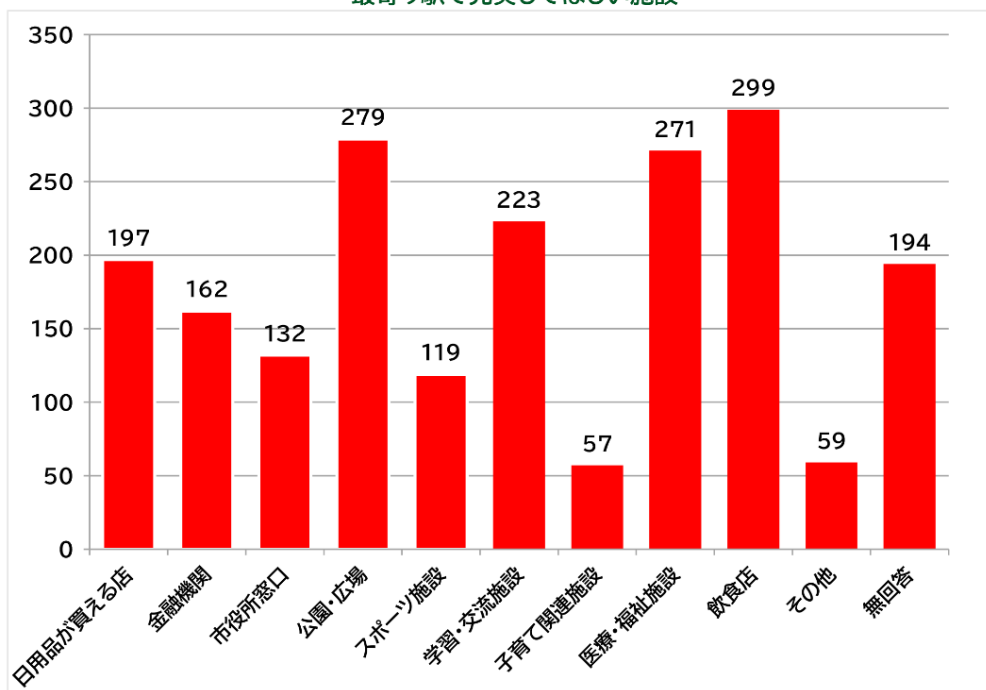
- ・「飲食店」が 30.9%（回答者総数 967 人のうち 299 人）で最も高く、次いで「公園・広場」の 28.9%（同 279 人）、「医療・福祉施設」の 28.0%（同 271 人）と続きます。
- ・無回答者は 20.1%（同 194 人）でした。

最寄り駅で充実してほしい施設

最寄り駅で充実してほしい施設	回答者数	回答者比率
日用品が買える店	197	20.4%
金融機関	162	16.8%
市役所窓口	132	13.7%
公園・広場	279	28.9%
スポーツ施設	119	12.3%
学習・交流施設	223	23.1%
子育て関連施設	57	5.9%
医療・福祉施設	271	28.0%
飲食店	299	30.9%
その他	59	6.1%
無回答	194	20.1%
回答者総数	967	100.0%

【その他】本屋、書店、駐車場、駐輪場、映画館、レジャー施設 ほか
 注）複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

最寄り駅で充実してほしい施設



Q. お住まいの地域の状況や土地利用など、まちづくりに関する現状について課題や問題点と思われるものを3つまでお選びください。

A.

- ・「交通渋滞や道路の未整備」が24.5%（回答者総数967人のうち237人）で最も高い比率でした。次いで「災害時の安全性」の24.1%（同233人）とこの2つが20%を超えていました。
- ・以下、「空き家の増加」16.8%（同162人）、「公共施設の配置や老朽化」15.3%（同148人）、「公共施設の立地」12.2%（同118人）、「飲食店の立地」11.1%（同107人）、「銀行・郵便局など生活サービス施設の立地」8.9%（同86人）、「医療・福祉施設の立地」11.5%（同111人）、「子育て施設の配置」2.8%（同27人）、「子供の居場所の不足」9.4%（同91人）、「災害時の安全性」24.1%（同233人）、「交通渋滞や道路の未整備」24.5%（同237人）、「公共交通の不便」15.0%（同145人）と続きます。
- ・「その他」が10.0%（同97人）、無回答者は12.5%（同121人）でした。

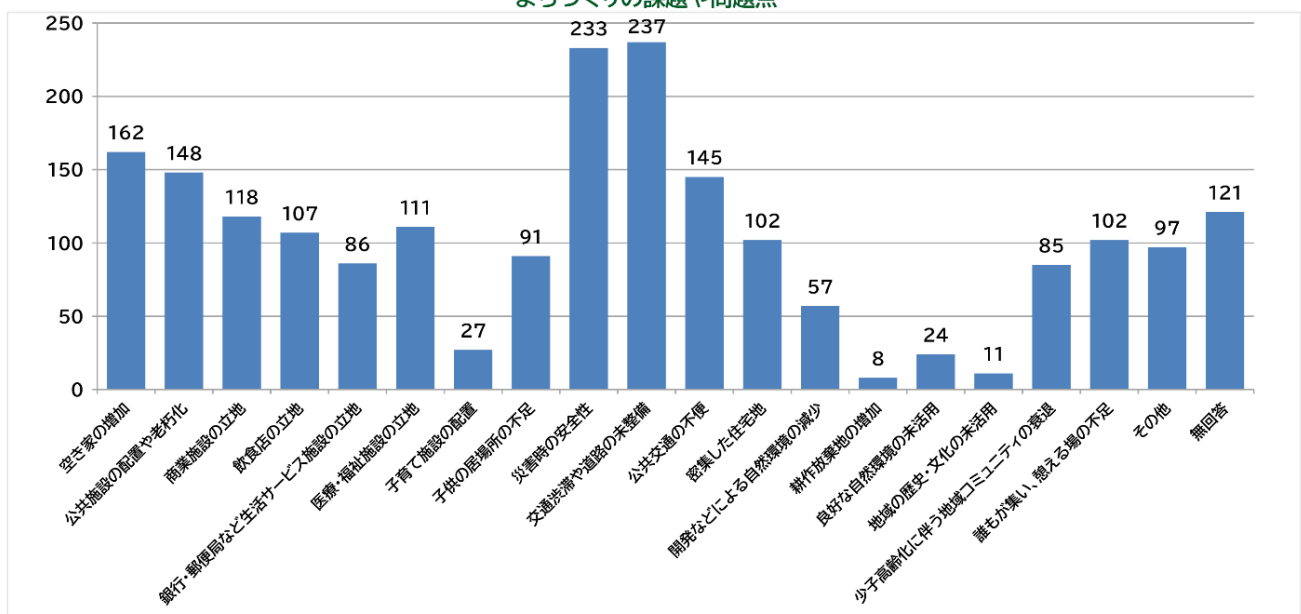
まちづくりの課題や問題点

課題や問題点	回答者数	回答者比率
空き家の増加	162	16.8%
公共施設の配置や老朽化	148	15.3%
商業施設の立地	118	12.2%
飲食店の立地	107	11.1%
銀行・郵便局など生活サービス施設の立地	86	8.9%
医療・福祉施設の立地	111	11.5%
子育て施設の配置	27	2.8%
子供の居場所の不足	91	9.4%
災害時の安全性	233	24.1%
交通渋滞や道路の未整備	237	24.5%
公共交通の不便	145	15.0%
密集した住宅地	102	10.5%
開発などによる自然環境の減少	57	5.9%
耕作放棄地の増加	8	0.8%
良好な自然環境の未活用	24	2.5%
地域の歴史・文化の未活用	11	1.1%
少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退	85	8.8%
誰もが集い憩える場の不足	102	10.5%
その他	97	10.0%
無回答	121	12.5%
回答者総数	967	100.0%

【その他】美しい町(ゴミのポイ捨て、犬のフン撲滅)街路樹整備、街灯が少なく夜になると怖いです、害鳥のフン等の被害、喫煙マナーが悪い、高齢者に対する医療保護等の福祉対策、治安や防犯面で不安がある ほか

注)複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

まちづくりの課題や問題点



Q. あなたが自身の居住環境の中で重要と考える点や、新たに居住地を選ぶ際に重視したい点について、3つまで教えてください。

A.

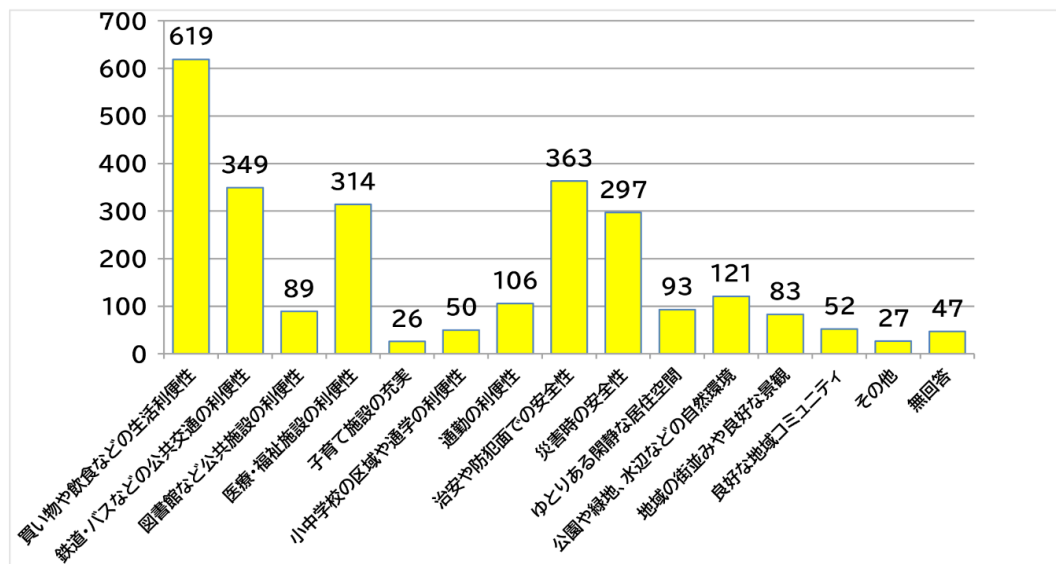
・「買い物や飲食などの生活利便性」が64.0%（回答者総数967人のうち619人）で最も高く、次いで「治安や防犯面での安全性」の37.5%（同363人）、「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」の36.1%（同349人）、「医療・福祉施設の利便性」の32.5%（314人）と続きます。

重要と考える点・重視したい点

重要と考える点・重視したい点	回答者数	回答者比率
買い物や飲食などの生活利便性	619	64.0%
鉄道・バスなどの公共交通の利便性	349	36.1%
図書館など公共施設の利便性	89	9.2%
医療・福祉施設の利便性	314	32.5%
子育て施設の充実	26	2.7%
小中学校の区域や通学の利便性	50	5.2%
通勤の利便性	106	11.0%
治安や防犯面での安全性	363	37.5%
災害時の安全性	297	30.7%
ゆとりある閑静な居住空間	93	9.6%
公園や緑地、水辺などの自然環境	121	12.5%
地域の街並みや良好な景観	83	8.6%
良好な地域コミュニティ	52	5.4%
その他	27	2.8%
無回答	47	4.9%
回答者総数	967	100.0%

【その他】海と山が近い、高齢者に対する福祉対策(独居者に対すること)、治安悪化させない事 ほか
注)複数回答があるため、回答者数の合計は回答者総数とは一致しない。

重要と考える点・重視したい点



第2章 全体構想

1 まちづくりの将来目標

(1) まちづくりの将来目標

第六次寝屋川市総合計画に掲げられているまちの将来像「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現や都市計画・まちづくりに関連する主な課題等を踏まえ、マスタープランにおけるまちづくりの将来目標として、以下の3つの目標を定めました。

① 2つの鉄道を軸とした魅力あふれるまち

② コンパクトで利便性の高いまち

③ 強靱で安全・安心なまち

①

2つの鉄道を軸とした魅力あふれるまち

【あるべき・目指すべき未来】

- 京阪本線沿線エリアにおいては、幹線道路の拡幅、駅・線路の高架化、密集住宅地区※の整備に加え、空き家の利活用等、まちのリノベーション※が進み、都市の成熟度、洗練度が更に高まっています。
- また、J R学研都市線沿線エリアにおいては、新たなまちづくりが進むとともに、まちのランドマークとなる施設一体型小中一貫校※が建設され、2つの鉄道を軸とした魅力あふれるまちづくりが進んでいます。
- 国道1号や第二京阪道路等の広域幹線道路や、他市間を結ぶ国道170号や国道163号等が整備されている恵まれた交通環境により、沿道への都市機能導入が一層進んでいます。
- 市民の利用頻度の高い行政サービスや手続を提供する業務の駅周辺への集約が進むとともに、地域コミュニティの促進等、身近で利用できる施設が引き続き確保され、公共施設等の最適配置が進展しています。
- 公共交通の更なる充実が進み、交通弱者※をはじめ、誰もが移動しやすい快適なまちづくりが進んでいます。
- 市内に存在する淀川、寝屋川、寝屋川公園等の豊かな自然環境に加え、防災機能、交流・レクリエーション機能、ヒートアイランド現象の緩和等、多面的な機能を有する農地、史跡等の歴史的・文化的資源といった貴重な地域資源を活かしたうまいのあるまちづくりが進んでいます。

②

コンパクトで利便性の高いまち

【あるべき・目指すべき未来】

- 市内には京阪本線の寝屋川市駅、香里園駅及び萱島駅並びにJ R学研都市線の寝屋川公園駅の計4駅が存在しています。また、市外ではあるものの、求心性の高い500m圏域で考えると、J R学研都市線の星田駅（交野市）も、その駅周辺エリアが本市域に含まれることとなります。これらの駅周辺において、都市機能が集積するとともに、これと連携した公共交通ネットワークが形成され、コンパクトで利便性の高いまちづくりが進んでいます。
- バス等の公共交通の要所となる交通結節拠点や生活に必要な商業施設をはじめとした生活サービス機能等の立地が進んでいる地域については、それぞれの特性に応じて都市機能が集積し、暮らしやすいまちが形成されています。

③

強靱で安全・安心なまち

【あるべき・目指すべき未来】

- 激甚化する災害の発生に備え、建物の不燃化・耐震化、道路の拡幅、雨水幹線等の治水施設の整備等により、強靱で安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 災害時における延焼遮断帯や避難場所等としての役割や、雨水を保水・浸透させる役割を果たす田

畑・公園・緑地等のグリーンインフラの活用が進んでいます。

○災害や避難の情報が様々な媒体の活用により、住民に伝達できる体制が整備される等、危機管理体制の充実が図られています。また、災害時には消防団や地域住民が主体となって、被害を最小限に抑え、被災した人を救助する体制が整備される等、地域防災力の強化が図られています。

○警察をはじめとした関係機関・団体等との連携が強化され、地域が一体となった犯罪のないまちづくりの更なる推進により、治安の向上が図られています。

マスタープランにおけるまちづくりの将来目標

2つの鉄道を軸とした
魅力あふれるまち

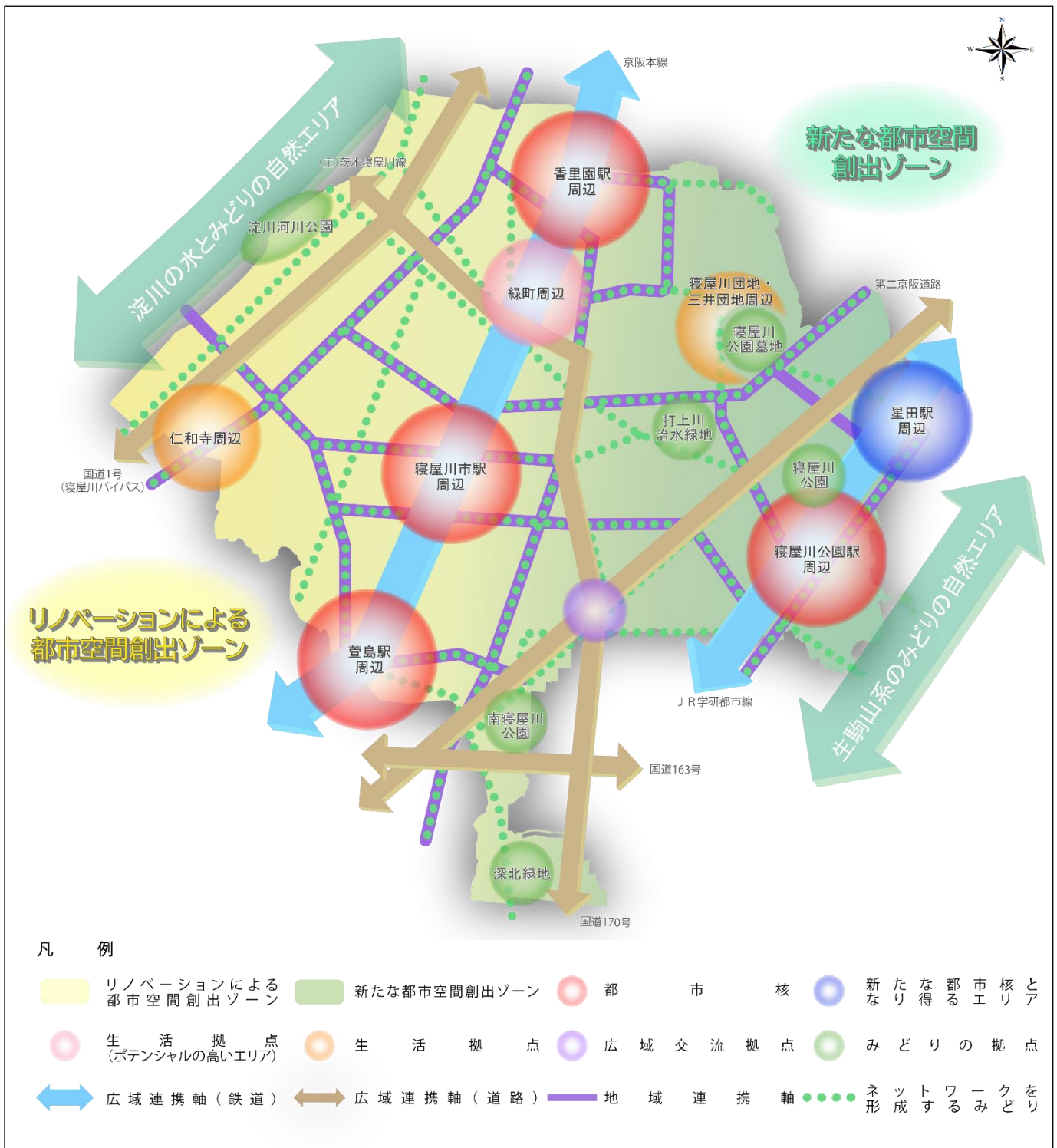
コンパクトで
利便性の高いまち

強靱で
安全・安心なまち

(2) 将来都市構造

- 市域全体の継続的な発展に向け、京阪本線沿線とJR学研都市線沿線の2つの鉄道を軸とした魅力あふれるまちづくりが進んでいます。
- 都市核と生活拠点においては、広域連携軸や地域連携軸に加えて、公共交通ネットワークを用いた有機的な連携が構築されることで、コンパクトで利便性の高いまちづくりが進んでいます。
- 激甚化する災害の発生に備え、京阪本線駅周辺の密集市街地対策等、強靱で安全・安心なまちづくりが進んでいます。

将来都市構造図



ア ゾーン 【地域の強みやポテンシャルを活かした土地利用の方向性を示すまとめ】

(ア) リノベーションによる都市空間創出ゾーン（京阪本線を軸としたまちづくりゾーン）

- 京阪本線沿線については、幹線道路の拡幅や、駅・線路の高架化を推進するとともに、空き家の利活用を図る等、まちのリノベーションを進めることで、都市の成熟度・洗練度を更に高めます。
- 香里園駅、寝屋川市駅、萱島駅周辺の密集市街地については、建築物の不燃化及び主要生活道路※の拡幅整備等を促進し、安全で住みよい魅力的な市街地の形成に努めます。
- 幹線道路沿道を中心に形成される工場等の操業環境と住環境のバランスを図るとともに、淀川沿いの地域については、淀川や淀川河川公園が有する水とみどりの自然環境とバランスのとれたうるおいある暮らしの場の形成に努めます。

(イ) 新たな都市空間創出ゾーン（JR学研都市線を軸としたまちづくりゾーン）

- JR学研都市線沿線については、第二京阪道路、寝屋川公園という広大かつ優良な府営公園及び生駒山系の山並みが迫るみどり豊かな環境等のポテンシャルを有効に活用し、市外からの新住民を誘引するための新たな都市空間の創出に努めます。
- 東部丘陵地に形成された良好な住宅地や貴重な自然から形成される地域については、地区計画制度の活用等により、既に形成された良好な住環境の維持・向上を図る等、みどり豊かで快適な暮らしの場の形成に努めます。

イ 拠点 【人・モノ・情報等の集積や交流による、魅力あふれる場所】

(ア) 都市核

- 市内の4つの鉄道駅周辺を市の拠点となる「都市核」として位置付けます。居住・商業・医療・業務・福祉・文化等の都市機能の集積に努める等、市民の生活や活動拠点としての形成を図り、人々の交流を生み出し、まちの魅力を高めます。

(イ) 新たな都市核となり得るエリア

- 市外ではあるものの、求心性の高い500m圏域で考えると、JR学研都市線の星田駅（交野市）も、その駅周辺エリアが本市域に含まれることとなります。当該エリアについては、交通アクセス性が良く、人口及び都市機能を集積するポテンシャルの高いエリアであることから、本市の「新たな都市核」としての拠点形成に向けた検討を行います。

(ウ) 生活拠点（ポテンシャルの高いエリア）

- 鉄道沿線で駅勢圏外のエリアにあるものの、一定の都市機能の集積がみられ、また、幹線道路も通過する「緑町周辺地区」については、今後、大阪府立大学工業高等専門学校の令和8（2026）年度以降の移転等が予定されています。このため、本地区を「生活拠点（ポテンシャルの高いエリア）」として位置付け、多様な都市機能を集積し、併せて交通機関の結節機能強化に努め、生活利便性の更なる向上を図るとともに、関係機関の動向等を踏まえ、魅力あふれる拠点の形成に向けた検討を行います。

(エ) 生活拠点

- 交通結節拠点にある「仁和寺周辺地区」「寝屋川団地・三井団地周辺地区」を「生活拠点」として位置付け、地域の特性に応じ、商業施設・医療施設等の都市機能を集積し、併せて交通機関の結節機能強化に努め、生活利便性の更なる向上を図ります。

(オ) 広域交流拠点

- 第二京阪道路と国道 170 号の交差点周辺を「広域交流拠点」として位置付け、周辺都市間との交流を図る拠点として、まちの魅力を高めます。

(カ) みどりの拠点

- 淀川河川公園、寝屋川公園、南寝屋川公園、打上川治水緑地、深北緑地、寝屋川公園墓地を「みどりの拠点」として位置付け、「ネットワークを形成するみどり」でつなげることで、うるおいあるまちづくりに努めます。
- 災害時には、広域避難場所、一時避難場所等として、都市防災機能の強化を図ります。

ウ 軸 【周辺都市や拠点をつなぎ、交流促進・機能連携を図るネットワーク】

(ア) 広域連携軸

- 京阪本線及びJR学研都市線並びに第二京阪道路、国道 1 号（寝屋川バイパス）、国道 163 号、国道 170 号及び主要地方道茨木寝屋川線を「広域連携軸」として位置付け、周辺都市間における交流促進を図るとともに、それぞれの強みやポテンシャルを活かした沿道のまちづくりを推進します。
- 災害時には、広域避難場所に通じる避難路等として、都市防災機能の強化を図ります。

(イ) 地域連携軸

- 主要地方道京都守口線、主要地方道枚方交野寝屋川線、主要地方道枚方富田林泉佐野線、主要地方道八尾茨木線等を「地域連携軸」として位置付け、「都市核」をはじめとした市内の各拠点間の機能連携を図るとともに、沿道のまちづくりを推進します。
- 災害時には、広域避難場所に通じる避難路等として、都市防災機能の強化を図ります。

(ウ) ネットワークを形成するみどり

- みどりの拠点を結ぶ淀川、寝屋川、寝屋川導水路、友呂岐水路（友呂岐緑地）等の主要な河川・水辺、第二京阪道路、主要地方道八尾茨木線等の主要な幹線道路沿いのみどり、及び京街道、河内街道、東高野街道、山根街道といった歴史街道等のみどりを「ネットワークを形成するみどり」として位置付け、みどりの拠点を中心とした水やみどりの連続性を確保し、まちなかのうるおい空間の形成を図るとともに、自然を通じた交流促進に努めます。

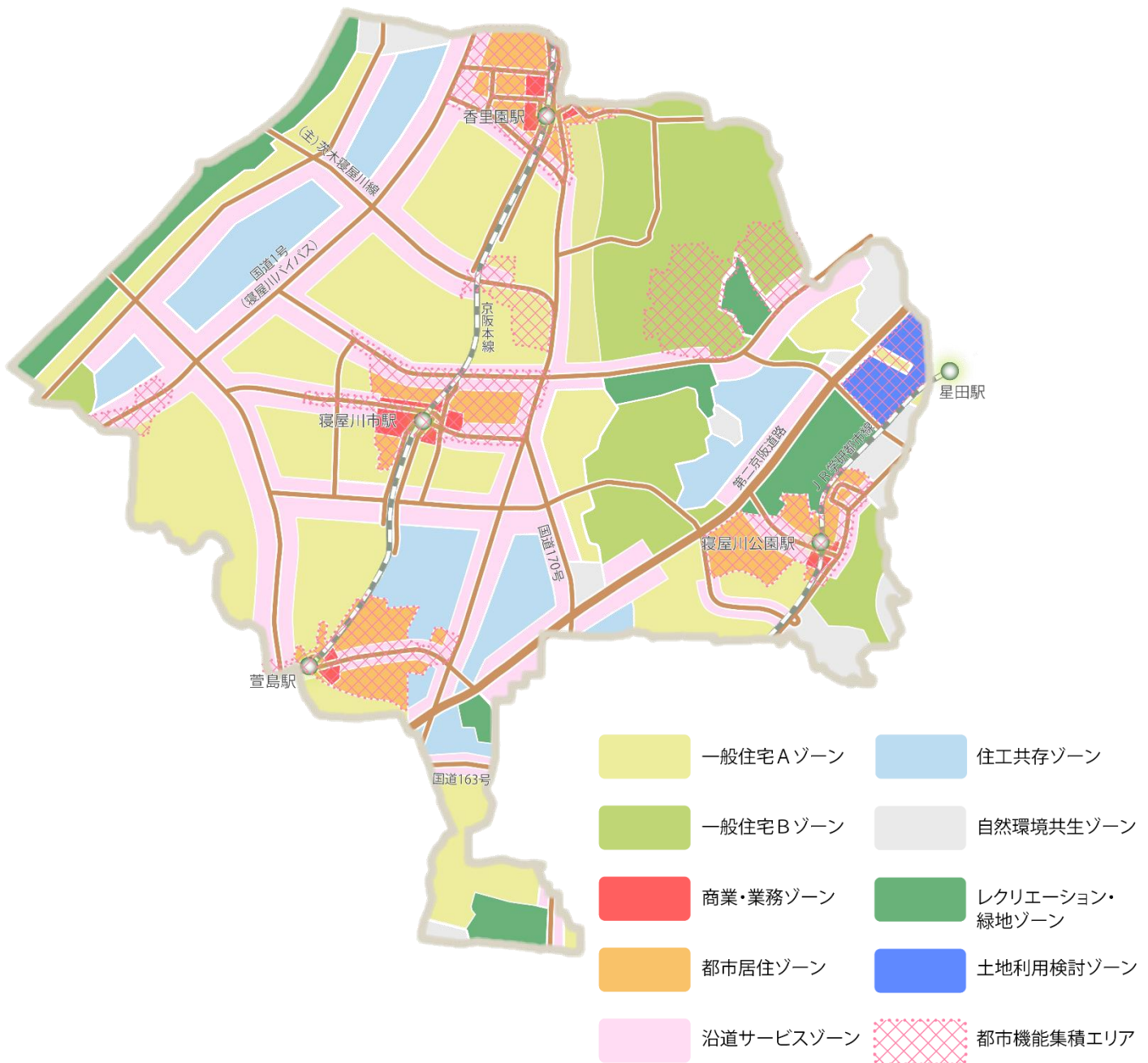
2 まちづくりの将来目標に向けた分野別方針

まちづくりの将来目標に向け、「土地利用」・「市街地整備等」・「住宅・住環境」・「道路・交通体系整備」・「その他都市施設整備等」・「安全・安心まちづくり」・「環境まちづくり・景観まちづくり等」という7つの分野の基本的な方針を以下のとおり定めました。

(1) 土地利用に関する方針

- ・各地域の強みやポテンシャルを有効に活用したまちづくりを推進するとともに、「都市核」等における都市機能の集積を図る等、適切な土地利用の誘導に努めます。

土地利用方針図



[土地利用の配置方針]

一般住宅Aゾーン

- ・京阪本線沿線を中心とした地域等においては、住宅を主体としながらも、商業施設等も立地する便利で快適な居住環境の形成に努めます。

一般住宅Bゾーン

- ・JR学研都市線沿線を中心とした東部丘陵地等においては、低層や中高層の住宅が共存する住宅地を中心とした市街地の形成を図り、みどり豊かで良好な居住環境の形成に努めます。

商業・業務ゾーン

- ・寝屋川市駅周辺及び香里園駅周辺については、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の誘導により、更なる都市機能の充実に努めます。
- ・萱島駅周辺及び寝屋川公園駅周辺については、日常生活に必要となる都市機能を中心とした土地利用の形成を図る等、都市機能の誘導に努めます。

都市居住ゾーン

- ・商業・業務ゾーンの周辺地域については、商業・業務機能の補完や生活利便機能の誘導等、利便性の高い都市居住環境の形成に努めます。

沿道サービスゾーン

- ・幹線道路沿道については、周辺環境や景観とのバランスに配慮し、沿道サービス施設や工業流通業務施設等の誘導に努めます。
- ・駅につながる道路の沿道については、駅前にふさわしい商業・業務施設等の誘導に努めます。

住工共存ゾーン

- ・住宅地と工業地が混在している地域については、互いに共存できるバランスのとれた土地利用の誘導に努めます。

自然環境共生ゾーン

- ・市街化調整区域の農地等については、市内に残された貴重な空間としての保全を前提とした上で、周辺の市街地形成状況等を踏まえ、地域のまちづくりに資する新たな土地利用を誘導していく必要がある地域については、周辺環境や景観とのバランスを図りつつ、計画的な土地利用の誘導に努めます。

レクリエーション・緑地ゾーン

- ・ みどり空間や水辺空間等、ゆとりとうるおいを感じることができるレクリエーションの場としての保全・活用に努めます。
- ・ 災害時には、広域避難場所として活用する等、グリーンインフラとしての有効活用に努めます。

土地利用検討ゾーン

- ・ 市街化調整区域から市街化区域への編入等、将来的に大きな土地利用転換の可能性がある区域を「土地利用検討ゾーン」として位置付け、転換時には、市の持続的な発展とまちの活力の向上に資する新たな土地利用の可能性を検討します。
- ・ 星田駅周辺の「寝屋二丁目・寝屋川公園地区」については、(都)寝屋川公園の見直しの動向や土地所有者の意向を踏まえた上で、将来の土地利用の方向性を的確に見極め、自然環境や景観に配慮し、新たな土地利用を検討します。

都市機能集積エリア

- ・ 市内の4つの鉄道駅周辺については、商業施設等の多様な都市機能の集積に努めます。また、利便性が高く良好な居住環境の形成を促進し、都市居住の集積に努めます。
- ・ 星田駅周辺については、本市の「新たな都市核」としての拠点形成に向けた都市機能の集積について検討します。
- ・ 「緑町周辺地区」の「生活拠点(ポテンシャルの高いエリア)」並びに「仁和寺周辺地区」及び「寝屋川団地・三井団地周辺地区」の「生活拠点」については、地域の特性に応じた都市機能の集積を図ります。

(2) 市街地整備等の方針

- ・ 2つの鉄道を軸とした魅力あふれるまちづくりに向けて、それぞれの地域の強みやポテンシャルを最大限活用したまちづくりを進めます。
- ・ 「都市核」・「生活拠点」については、都市機能の集積や公共交通の利便性の向上を図る等、コンパクトで利便性の高いまちづくりを進めます。
- ・ 公共施設の集約・複合化を推進するため、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する「市民サービスのターミナル化」※を進めます。
- ・ 第二京阪道路沿道については、環境や景観とのバランスを図りつつ、広域ネットワークを活かし、まちの魅力を高めるため、計画的な土地利用の誘導に努めます。
- ・ 住宅と工場等が混在した市街地については、都市活力を支える工場の操業環境と住環境のバランスのとれた市街地の形成に努めます。
- ・ 既成市街地については、これまでに整備された道路や公園等の都市施設や市街地整備において形成された都市機能の連携・強化を図る等、既存ストックを活かした良好な市街地の形成に努めます。
- ・ 都市再生推進法人※等との連携による官民連携のまちづくりを推進します。

区分	内容
<p style="text-align: center;">寝屋川市駅 周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅を中心に都市機能の集積、公共交通ネットワークの充実を図る等、魅力にあふれ、コンパクトで利便性の高い本市の「中心核」としての拠点形成を推進します。 ・ 令和3年8月に開設した「市立中央図書館」に加え、駅前庁舎として取得を検討する「大阪電気通信大学駅前キャンパス」等により、市民サービスの最適配置の実現と利便性の向上を図ります。 ・ (都)対馬江大利線沿道は、地区計画制度の活用等により、駅前にふさわしい商業・業務施設等、多様な都市機能の集積を図ります。 ・ 密集住宅地区においては、防災街区整備地区計画制度※の活用等により、建築物の不燃化、主要生活道路の拡幅整備等を促進し、安全で住みよい魅力的な市街地の形成に向けて取り組みます。
<p style="text-align: center;">香里園駅 周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅を中心に都市機能の集積、公共交通ネットワークの充実を図る等、魅力にあふれ、コンパクトで利便性の高い本市の「北核」としての拠点形成を推進します。 ・ 京阪本線連続立体交差事業※を進め、鉄道を高架化し、踏切を除去することで、交通渋滞を解消するとともに、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ることで、駅周辺の魅力を高めます。 ・ 密集住宅地区においては、防災街区整備地区計画制度の活用等により、建築物の不燃化、主要生活道路の拡幅整備等を促進し、安全で住みよい魅力的な市街地の形成に向けて取り組みます。

区分	内容
萱島駅 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅を中心に都市機能の集積、公共交通ネットワークの充実を図る等、魅力にあふれ、コンパクトで利便性の高い本市の「南核」としての拠点形成を推進します。 ・ 萱島駅と「広域連携軸（第二京阪道路）」及び「地域連携軸（府道八尾枚方線）」を繋ぎ、延焼遮断帯としての機能も期待される(都)萱島讃良線の整備に向け、取り組みます。 ・ 道路ネットワークの機能を強化するため、(都)千里丘寝屋川線の整備を促進します。 ・ 密集住宅地区においては、防災街区整備地区計画制度の活用等により、建築物の不燃化、主要生活道路の拡幅整備等を促進し、安全で住みよい魅力的な市街地の形成に向けて取り組みます。 ・ 空き店舗が増加している萱島地区において、市内外からの人の流れを呼び、地域の活性化を図るため、魅力ある事業者の誘致に向けた取組を検討します。
寝屋川公園駅 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅を中心に都市機能の集積、公共交通ネットワークの充実を図る等、魅力にあふれ、コンパクトで利便性の高い本市の「東核」としての拠点形成を推進します。 ・ 寝屋川公園駅前線の開通に伴う駅へのアクセス強化、土地区画整理事業による新市街地の創出、施設一体型小中一貫校の建設、駅西側広場の整備、府道枚方富田林泉佐野線の拡幅整備等、駅を中心とした、魅力あふれる新たなまちづくりを推進します。
星田駅 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「寝屋二丁目・寝屋川公園地区」のまちづくりを積極的に検討し、魅力にあふれ、コンパクトで利便性の高い本市の「新たな都市核」としての拠点形成に向けた検討を行います。 ・ (都)寝屋線については、新たな土地利用の検討の中で、都市計画の変更も視野に入れ、その整備に向け、取り組みます。
第二京阪 道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二京阪道路沿道は広域ネットワークを活かした都市活力を支える産業集積を図る等、当エリアの立地ポテンシャルを活かしつつ、利便性の高い住環境の形成等、都市的土地利用と農地等のバランスのとれた計画的なまちづくりに努めます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑町周辺地区」の「生活拠点（ポテンシャルの高いエリア）」においては、今後、大阪府立大学工業高等専門学校令和8（2026）年度以降の移転等が予定されていることから、生活利便性の更なる向上を図るとともに、関係機関の動向等を踏まえ、魅力あふれる拠点の形成に向けた検討を行います。 ・ 「仁和寺周辺地区」及び「寝屋川団地・三井団地周辺地区」の「生活拠点」において、それぞれの特性に応じて、商業・医療等の機能の集積を図ります。 ・ 「ふるさとリーサム地区」※において、地域と協働し、「街なみ環境整備方針」※に基づき、防災軸となる道路の整備等を実施し、ゆとりとうるおいのある住環境の整備に取り組めます。

(3) 住宅・住環境に関する方針

- ・良質な住宅ストックの形成と良好な住環境の形成を計画的に行い、誰もが安心して暮らすことのできる魅力ある住まいの実現に向けた住宅施策を推進します。
- ・マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化に向けた取組を推進します。
- ・「市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例」や「市空き家等・老朽危険建築物等対策計画」等に基づき、空き家等の適正管理、除却等の対策を推進するとともに、利活用を促進します。
- ・「公営住宅法」等に基づき、市営住宅の適切な維持等の管理業務を行い、入居者に安定した生活空間の供給を行います。
- ・住宅確保要配慮者（低額所得者、シルバー世代、障害者、子育て世帯等）の居住支援を推進します。

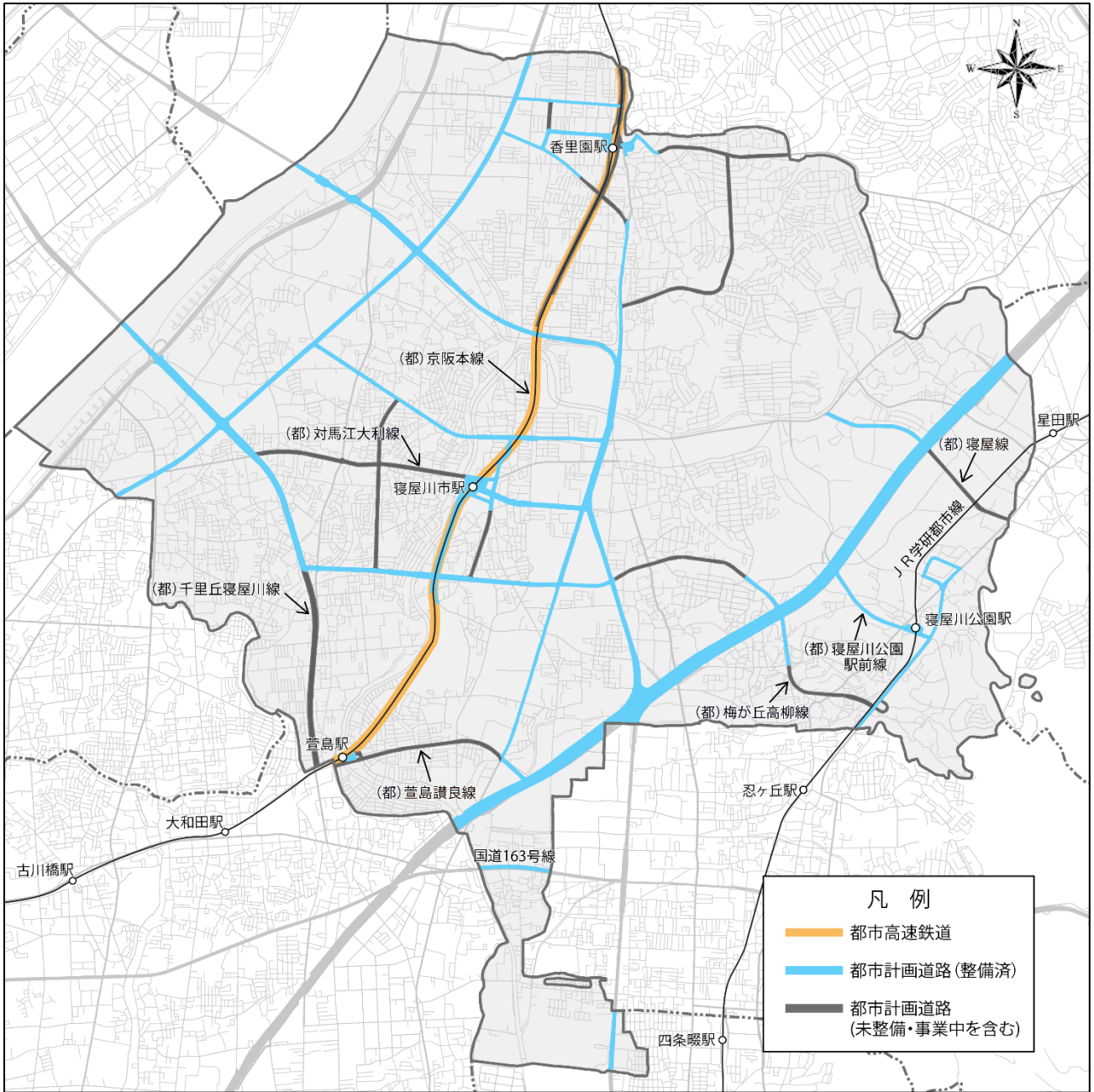
区分	内容
住環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住環境の保全を目的とした地区計画により、東部丘陵地等の良好な住環境の保全に取り組みます。 ・ 密集住宅地区においては、防災街区整備地区計画制度の活用等により、建築物の不燃化、主要生活道路の拡幅整備等を促進し、安全で住みよい魅力的な市街地の形成に向けて取り組みます。 ・ 「ふるさとリーサム地区」において、地域と協働し、「街なみ環境整備方針」に基づき、防災軸となる道路の整備等を実施し、ゆとりとうるおいのある住環境の整備に取り組みます。 ・ 良好な住環境を生み出している優れた建築物、住宅を表彰する等、より良い住環境に対する市民及び事業者の意識向上を図ります。
空き家等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理不全な空き家等の解消を促進する他、空き家化の予防と発生抑制に努めます。 ・ 空き家の流通・利活用の促進を図ります。
公的住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進む市営住宅に対応するため、公的賃貸住宅等の空き家ストックを活用した借上住宅への移転を進めるとともに、同敷地を新たな住宅開発エリアとして活用することを検討します。 ・ 公的賃貸住宅については、建物の長寿命化や更新のほか、新たな機能導入や用途転換等、市民ニーズに寄り添った住宅施策を推進します。

(4) 道路・交通体系整備の方針

- ・道路については、既存道路により構成される道路網を活かしながら、都市核となる駅周辺へのアクセス道路、広域連携軸及び地域連携軸となる主要幹線道路へのアクセス道路等の整備を推進し、都市核及び生活拠点等の連携強化を図ることにより、拠点の形成と交通ネットワークが充実した都市構造の実現を目指します。
- ・都市計画道路については、「市都市計画道路整備方針」等を踏まえ、効率的・効果的な整備を推進するとともに、将来の交通需要等を的確に見極めながら、道路配置の検証を行います。また、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて都市計画道路の見直しを行います。
- ・歩行者、自転車及び交通弱者が安心して利用できる道路整備を推進します。
- ・地域公共交通サービスの維持と更なる利便性の向上を図るため、「市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域公共交通の利用促進に向けた取組を推進します。

区分	内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅につながる道路として、(都)対馬江大利線の早期完成に向けた取組を推進するとともに、(都)萱島讃良線、(都)寝屋線等の整備に向け、取り組みます。また、(都)梅が丘高柳線、(都)千里丘寝屋川線等の整備を促進します。 ・ (都)寝屋線については、新たな土地利用の検討の中で、都市計画の変更も視野に入れた検討を行います。 ・ 京阪本線連続立体交差事業に伴い、沿線を含んだ一体的なまちづくりの観点から、環境側道の整備による沿線住環境の保全並びに利便性の高い交通環境及び安全な歩行者空間の形成を図ります。 ・ 密集住宅地区における主要生活道路の整備を促進します。 ・ 歩行者及び自転車の安全な通行の確保、シルバー世代や障害者等に配慮した歩道整備等、誰もが移動しやすく、歩いて暮らせる交通環境の整備に努めます。 ・ 効率的な道路の維持管理を行うとともに、快適な道路環境・機能の保全に努め、市民生活の利便性、快適性の確保を図ります。また、「市橋梁長寿命化修繕計画」や「市舗装修繕計画」等に基づき、計画的に道路の修繕等を実施します。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京阪本線連続立体交差事業を推進し、交通渋滞の解消及び鉄道で分断されている市街地の一体化により、まちの魅力を高めます。

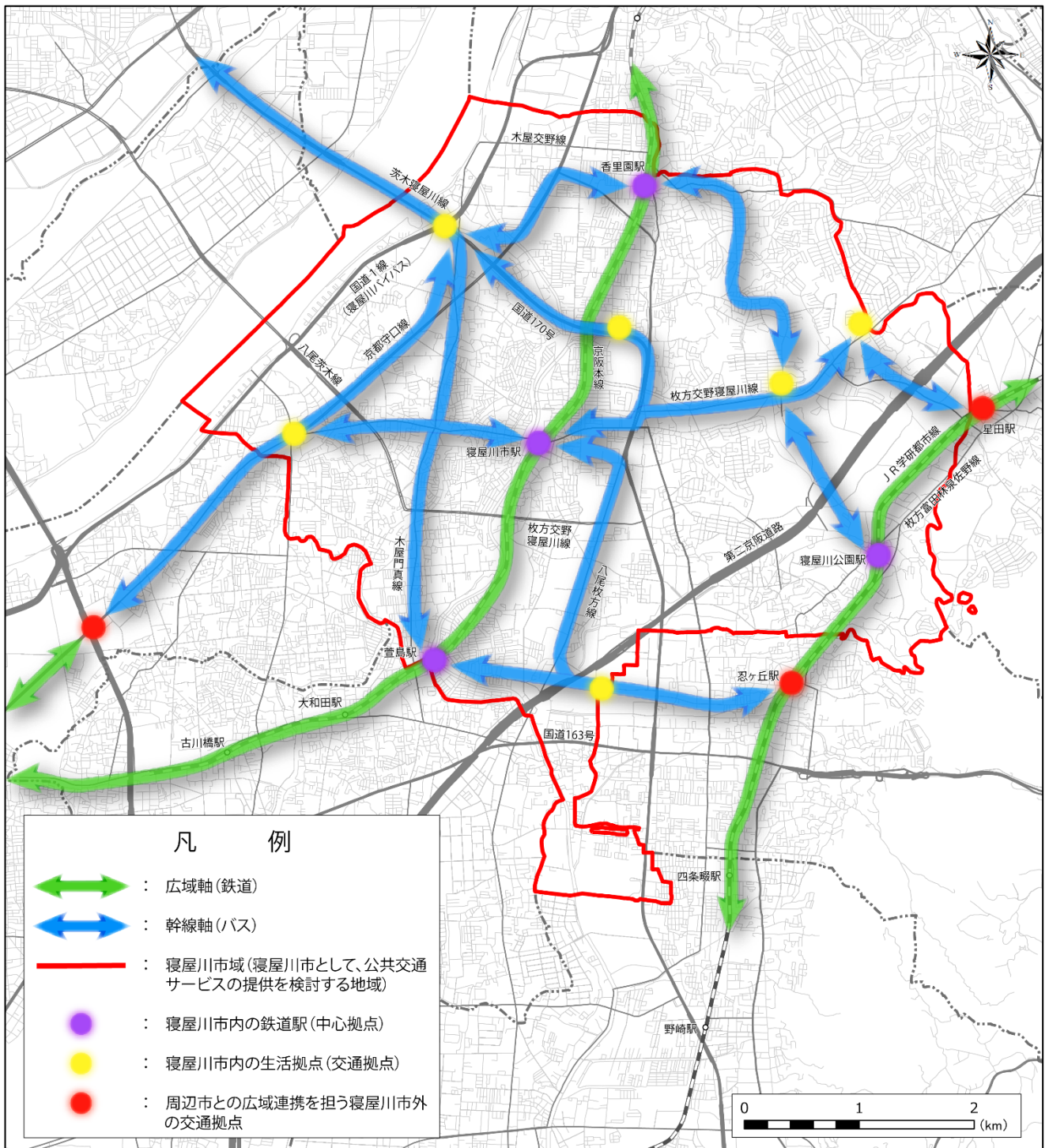
図 都市計画道路・都市高速鉄道



令和3年6月時点

区分	内容
交通体系等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路の整備や都市構造の変化に応じて、新たな路線の構築・バス停の増設等の見直しを行い、利便性の向上を図ります。 ・ シルバー世代、妊婦、障害者等を対象に、公共交通の利用促進を図るとともに、利便性の向上に向け、新たな公共交通網の構築に努めます。 ・ 放置自転車に対する啓発活動、撤去活動を行うとともに、民間活力を活用した駐輪施設の設置を推進します。 ・ 市道等の安全で円滑な交通をさらに確保するため、街路灯のLED化、増設等、環境に配慮した交通安全施設の維持管理及び充実を図ることで、夜間の歩行者や自転車等の対策を推進するとともに、交通環境の改善や公共交通の安全性向上を図ります。

図 広域的な連携ネットワークを見据えた将来ネットワークのイメージ



※経路等はいくまでイメージであり、実際のものとは一致しない可能性がある

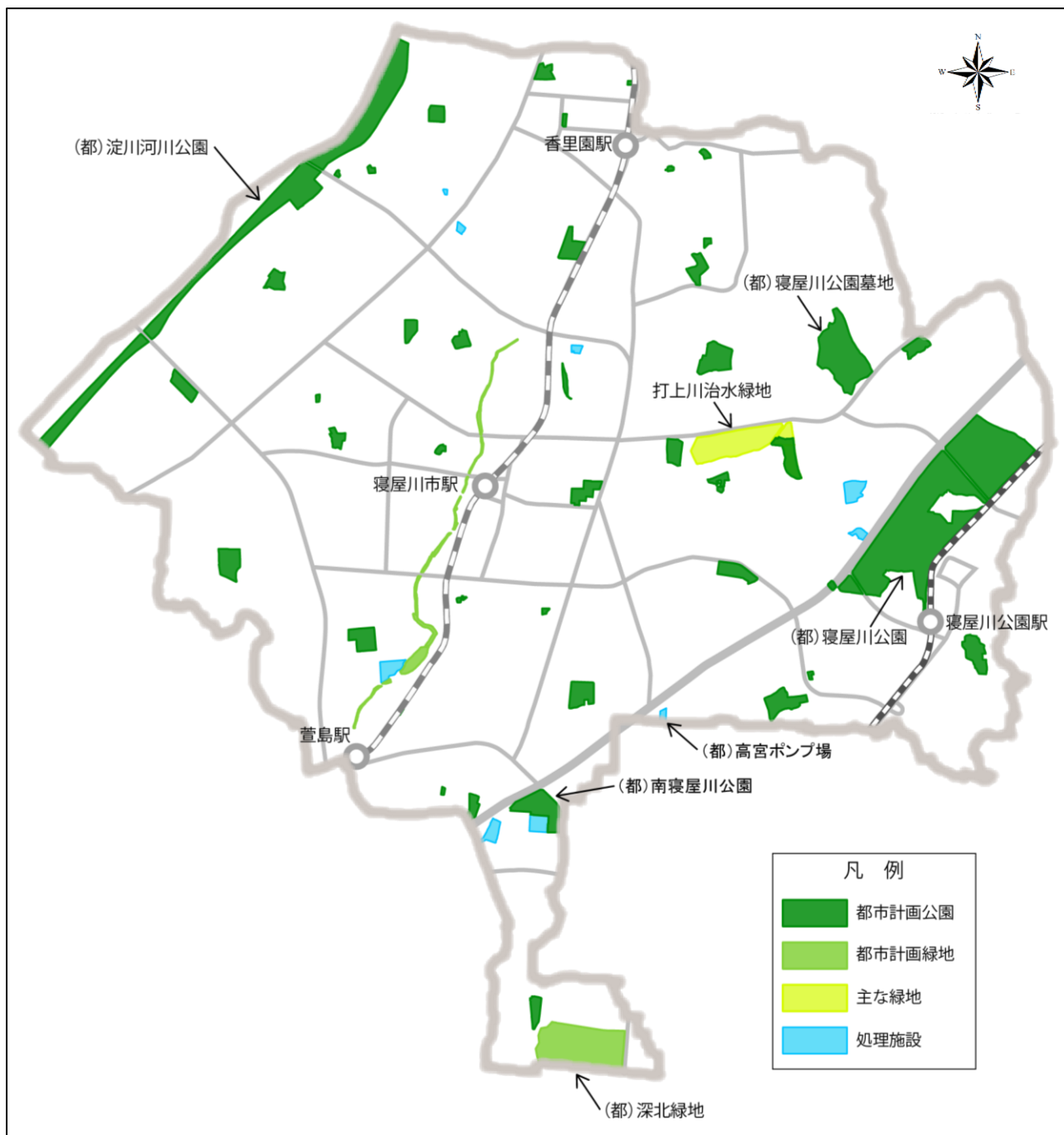
資料:市地域公共交通網形成計画(平成 31 年3月)より

(5) その他都市施設整備等の方針

- ・ JR学研都市線沿線エリアにおける、新たなまちのランドマークとなる「施設一体型小中一貫校」の設置に向けた取組を推進します。
- ・ 公園・緑地については、「市みどりの基本計画」に基づき、パークマネジメント※の推進、都市公園のあり方の検討等を行います。また、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて都市計画公園及び緑地の見直しを行います。
- ・ 上水道については、安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、水道施設等の適切な維持管理を推進するとともに、災害時をはじめとした非常時においても安定的な供給が可能となる取組を推進します。
- ・ 下水道・河川については、適切な下水処理や水辺環境の整備・保全を図り、快適でうるおいのあるまちづくりに努めるとともに、市街地等の治水機能を高め、併せて浸水の防除を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・ 下水道施設の長期的な視点による評価を踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

区分	内容
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内外から訪れたいくなる公園等の都市空間の創出の検討を行います。また、身近な都市公園に求められる多様な機能の充実を図るとともに、地域性を踏まえた機能分担等による都市公園の適正配置の方針等を検討します。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い水道を目指し、災害時、給水が特に必要な医療機関につながる重要給水施設管路をはじめ、基幹管路※や小口径管路※の更新及び耐震化をさらに推進します。 ・ 災害時の給水拠点の整備等を推進し、非常時においても安定した水道水の供給を目指します。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公共下水道管及び排水施設等の下水道施設については、ストックマネジメントを実施することで、適切な維持管理を推進します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市西地域における浸水対策の新たな根幹施設として、古川雨水幹線を整備します。 ・ (旧)国道 170 号以西地域への雨水の流出を抑制する浸水対策の根幹施設として、高宮ポンプ場を整備・運営します。 ・ 北河内 4 市リサイクルプラザや寝屋川汚物処理場等の既存施設の適正な管理と運営を図ります。

図 都市計画公園・緑地・処理施設



(6) 安全・安心まちづくりの方針

- ・「市国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組を推進します。
- ・「市地域防災計画」に基づき、地域防災力の強化を図るとともに、危機管理体制の充実を図ります。
- ・気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、あらゆる関係者（国・府・市・企業・住民等）の協働による「流域治水」の取組を進めます。
- ・地域の自主防犯活動が活性化されるよう支援します。

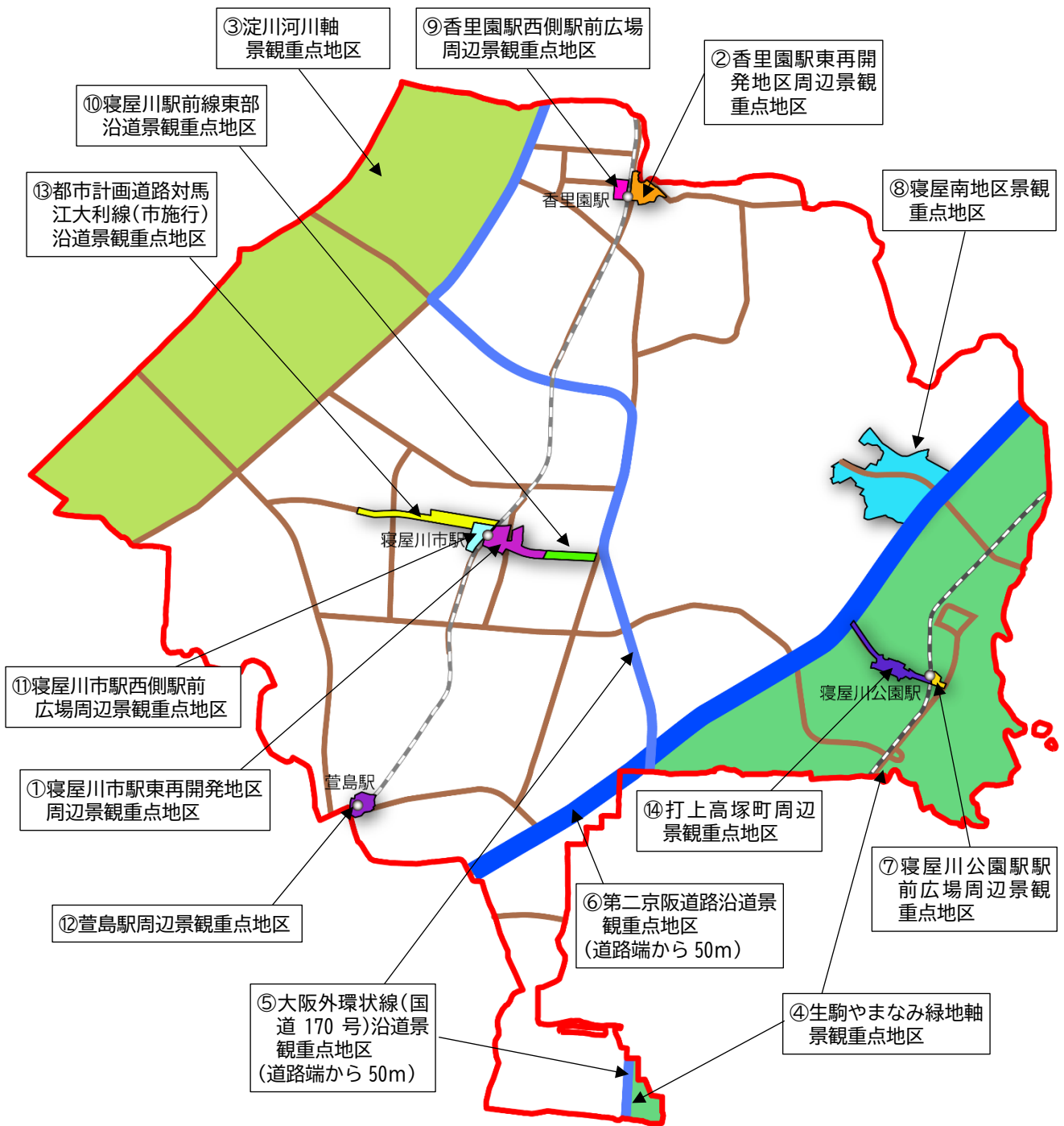
区分	内容
都市防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の安全性を確保するため、耐震改修等を促進し、市内建築物の耐震性向上を図ります。また、既存建築物に対して、耐震化に関する助言、指示、報告を求めるとともに、関係法令に基づく勧告、命令等を行い、建築物の安全性の確保に努めます。 ・ 市域全体の不燃化のため、災害時の延焼防止に向けた広場・空地の整備及び確保に努めます。また、防災街区整備地区計画制度の活用による建築物の不燃化等を促進し、災害に強い市街地の形成を図ります。 ・ 豪雨への備えを充実するため、治水の根幹施設である寝屋川北部地下河川の整備を促進するとともに、調節池、雨水幹線等の治水施設の整備を推進します。特に古川雨水幹線や高宮ポンプ場等の整備を推進し、治水対策を充実します。 ・ 公園等における雨水貯留施設※の整備を進め、市域の浸水被害の軽減を図ります。 ・ 公園や緑地等については、災害時の延焼遮断帯や避難場所等としての機能の他、雨水の保水・浸透機能等、グリーンインフラの機能を発揮できるよう有効活用を図ります。 ・ 災害時の市民の安全と円滑な復旧活動に役立てる用地の確保を目的として、防災協力登録農地制度※の登録農地の確保を図ります。 ・ 災害・避難情報が住民の方々に迅速かつ的確に周知できるように、情報伝達の充実、強化を図ります。 ・ 防災用資機材の充実による防災力の強化を図るとともに、消防団や枚方寝屋川消防組合と連携しながら、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の更なる強化等、地域の自主的な防災活動を促進します。 ・ 防犯カメラの適切かつ効果的な管理・運用を図り、地域の防犯環境向上を図ります。

(7) 環境まちづくり・景観まちづくり等の方針

- ・「市みどりの基本計画」に基づき、淀川や寝屋川等の豊かな水辺と大規模な公園・緑地における自然環境の保全や、まちなかのきめ細やかなみどりの保全・創出・充実を図ります。
- ・市内の恵まれた自然環境や公園等のグリーンインフラが持つ、生態系の保全やみどり豊かな景観形成機能の他、平時における癒し機能等、多様な機能の活用を図ります。
- ・「市環境基本計画」等に基づき、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、環境に優しいライフスタイルへの転換を促進する等、脱炭素社会に向けた取組を推進します。
- ・市民一人ひとりのごみ減量、リサイクル等に対する意識の向上を図るとともに、ごみの適正処理、地球温暖化対策や公害防止に関する取組等を通じ、環境に配慮した住みよいまちづくりを推進します。
- ・「市景観基本計画」、「市景観計画」等に基づき、景観まちづくりを推進します。
- ・旧集落に残るだんじり祭りや高宮神社等の歴史ある寺社仏閣に加えて、石宝殿古墳や高宮廃寺跡をはじめとした指定文化財等、地域のシンボルとなるような歴史的・文化的資源の保全・活用を図り、市民が文化や歴史に気軽に触れることのできる環境形成に努めます。

区分	内容
自然環境・都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路等の緑化を進め、水とみどりのネットワークの形成に努めます。 ・ 生産緑地※の保全に努め、都市環境の改善やみどりによる安らぎの創出を図ります。 ・ 「市環境基本計画」等に基づき、公共施設におけるLED照明や太陽光発電設備等の導入に努め、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減を推進します。 ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、産業廃棄物の適正処理等について、法令等に基づき規制・監視・指導を行い、良好な環境を保全します。 ・ 事業所ごみの資源化を推進するとともに、減量計画書等に基づいた指導や、適正処理のための収集・運搬・処理業の許可等を行います。 ・ 美しいまちづくりを推進するため、美しいまちづくり推進員と協働して、環境に関する啓発・指導等を実施するとともに、空き地等の適正な管理の啓発・指導に取り組みます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに整備される道路沿道等において、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ、「市景観計画」に基づく「景観重点地区」を指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観形成を推進します。 ・ 関係法令により、屋外広告物等の規制を図ります。

図 景観計画区域（市域全域）と景観重点地区



資料:市景観計画(平成31年3月)より